

新温泉町国土強靱化地域計画

令和2年11月

(令和7年3月改定)

新温泉町国土強靱化地域計画 目次構成

第1章 はじめに

- 1-1. 趣旨 1
- 1-2. 計画の位置づけ 2
- 1-3. 計画期間 2

第2章 基本的考え方

- 2-1. 基本目標 3
- 2-2. 事前に備えるべき目標 3
- 2-3. 強靱化を推進する上での基本方針 4

第3章 リスクに対する脆弱性評価

- 3-1. 新温泉町の地域特性 6
- 3-2. 想定するリスク 15
- 3-3. 脆弱性評価 17
- 3-4. 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野 18

第4章 強靱化に向けた推進方針

- 4-1. 施策の推進方針 20
- 4-2. 施策の重点化 54

第5章 計画の推進

- 5-1. 計画の推進体制 56
- 5-2. 計画の進捗管理 57

【別紙1】脆弱性評価結果 58

【別紙2】強靱化を推進する主な事業 78

【別紙3】重要業績指標 81

1-1. 趣旨

新温泉町では、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、新温泉町地域防災計画の改定を行うとともに、安全・安心を守るまちづくりの方向性のもと、災害に対する住民の不安を解消し、暮らしやすいまちをつくる施策を進めてきた。

平成23年3月に発生した東日本大震災はこれまでの想定を超えた被害をもたらし、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を明らかにした。また、近年集中豪雨の発生回数が増加し、台風が大型化するなど土砂災害の発生が懸念されている。近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震への備えも喫緊の課題である。

こうした中、国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定された。平成30年12月には、その後頻発した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとにして、基本計画が改定された。

また、兵庫県においては、阪神・淡路大震災の経験と教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「兵庫県強靱化計画」（以下、「県計画」という。）が平成28年1月に策定された後、それ以降の災害から得られた経験や教訓をもととして令和2年3月に改定されている。

本町においても、新温泉町地域防災計画や新温泉町水防計画の改定（令和2年9月）などを行う一方で、平時から社会福祉協議会や消防団、防災リーダーの会などとの連携強化に努めている。

さらに、自主防災組織と連携して自治会単位で地域の特性を活かした防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚と地域の防災力の強化に取り組んでいる。

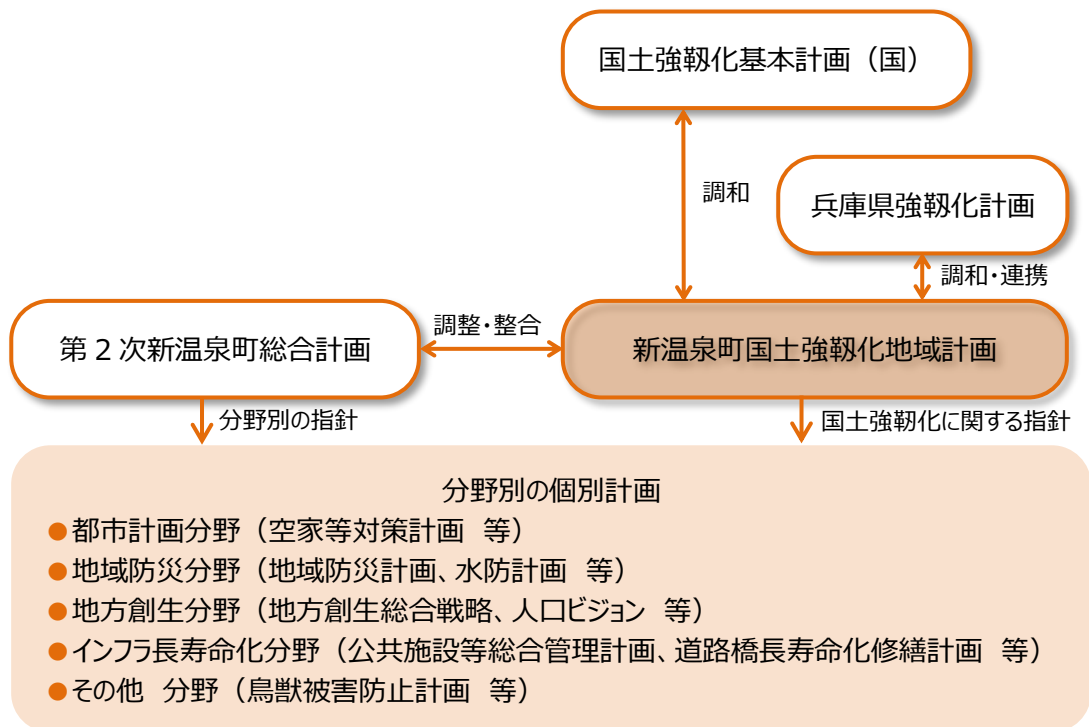
以上の国や県の動向を踏まえて、現在の取組をさらに推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、より強くしなやかな地域の構築を目指すため、本町の強靱化に関する指針となる新温泉町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」とする。）を策定した。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、新温泉町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として位置づけられる。

本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本法第14条に基づき基本計画と調和を保つとともに、県計画とも調和・連携を図っている。

また本計画は、町政の基本方針である第2次新温泉町総合計画と調整・整合を図り、災害対策基本法に基づき策定した新温泉町地域防災計画及び分野別で策定されている個別計画との整合を図っている。



新温泉町国土強靱化地域計画の位置づけ

1-3. 計画期間

強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、町の内外における社会情勢の変化や国・県の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、推進期間は令和2年度から概ね5年間とする。ただし、社会情勢に大きな変化がある場合は適宜見直しを行う。

「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 ーふるさとの未来へ“つなぐ”まちづくりー」をまちの将来像とする本町にとって、町の地域特性である海・山・温泉を包含する豊かな自然環境を活かしながら、災害に対する住民の不安を解消し、「安全で住みやすい環境の整ったまち」をつくることが重要な施策である。

そのため、基本計画や県計画との調和を保ちつつ、基礎自治体としての役割を踏まえて、基本計画で示された4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」をもとに、以下の「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を設定し、取組を進めていく。

2-1. 基本目標

【基本目標】

- I. 人命の保護を最大限図る
- II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III. 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- IV. 迅速に復旧復興する

2-2. 事前に備えるべき目標

【事前に備えるべき目標】

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康
・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を
最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2-3. 強靱化を推進する上での基本方針

(1) 長期的観点からの推進

新温泉町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な観点から計画的に取り組む。

(2) 各主体及び地域間連携の推進

強靱化に向けた取組の実施主体は、町だけでなく国・県、周辺市町、事業者、住民など多岐にわたることから、関係者相互の連携協力を一層強化する。

(3) 効果的な施策の推進

想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（事業者、住民）が役割分担して施策に取り組む。

防災・減災の取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。

人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展など、新温泉町を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。

大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するよう取り組む。

(4) 効率的な施策の推進

限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。

計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。

(5) 個別事業の取組

①ハード整備の推進

過去に被害を受けた梅雨・秋雨前線による豪雨と台風に伴う風水害災害対策、日本海沿岸地震（「新温泉町地域防災計画」で想定されている地震）等に備える地震対策、等の災害に対応したハード面での個別施策を着実に推進する。

道路や河川、公共施設などの点検・整備を進め耐災害性を強化するとともに、一般住宅等における耐震化を促進し、地域防災の基盤整備を進める。

ライフラインである上下水道施設の計画的な整備・更新と適正な維持管理を行い、災害が起きても機能が保全されるように取り組む。（耐震化・耐水化と老朽化対策による耐災害性の強化）

森林の適正な管理により、山崩れや土石流による被害の軽減を図るとともに、急傾斜地の崩壊対策を進め、災害の未然防止に努める。

②ソフト対策の推進

地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを構築する、ソフト面での個別施策を着実に推進する。

平時の準備や緊急時の対応などについて消防団や自主防災組織、関係機関等との連携を強化し、防災行政無線等のあらゆる手段を用いた情報提供の多重化等、危機管理体制を強化する。

防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援、防災学習の促進等により、地域防災力の向上を図る。

消防施設や消防車両、活動機材等を計画的に整備し、消防団員の確保対策や活動活性化の推進等により、消防・救急体制を強化する。

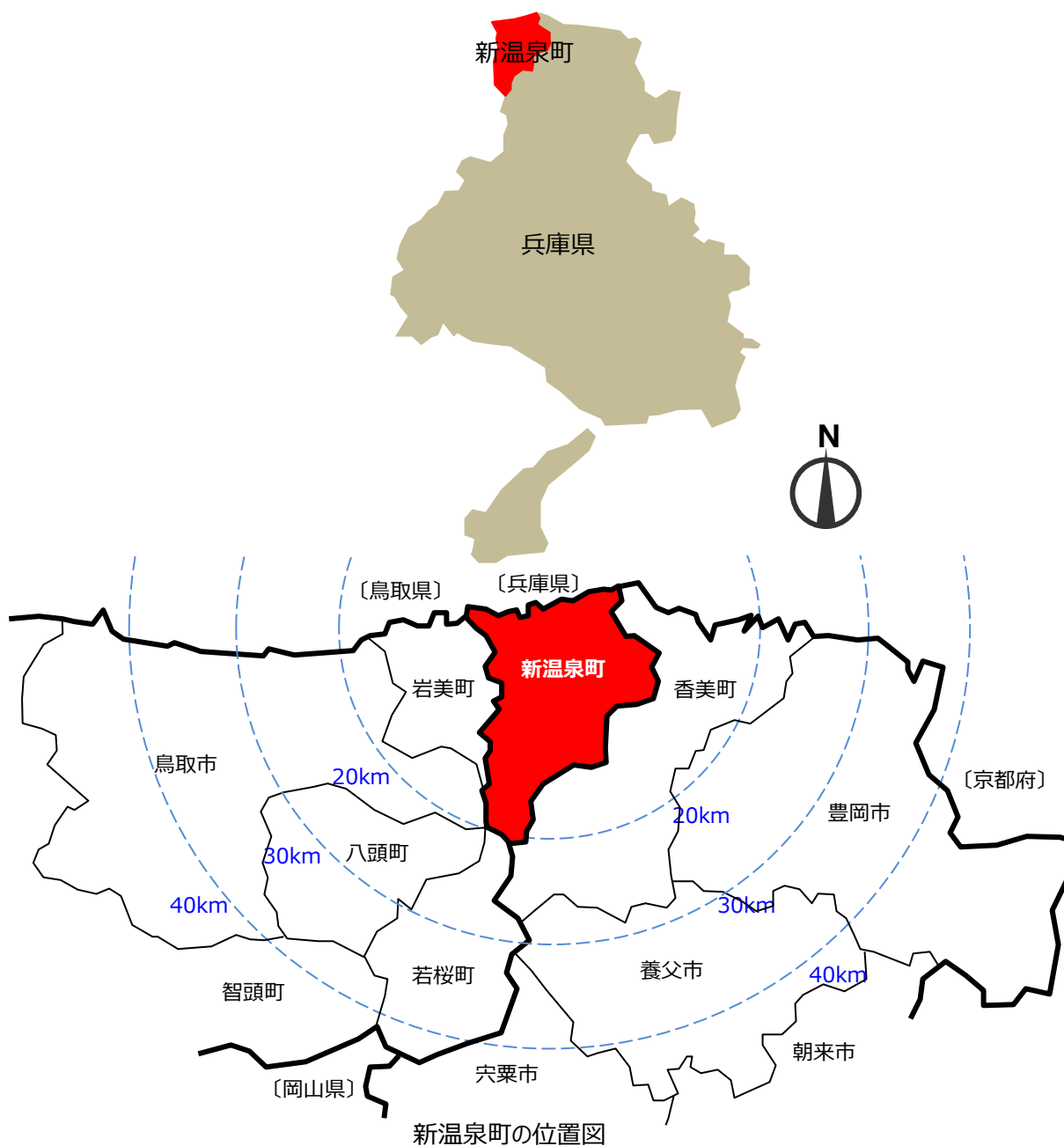
3-1. 新温泉町の地域特性

(1) 自然的特性

①位置及び面積

新温泉町は、兵庫県の北西部に位置し、北は日本海、東と南は香美町、西は鳥取県に接している。本町から半径40km圏内に、豊岡市、養父市、鳥取市の中心部がある。

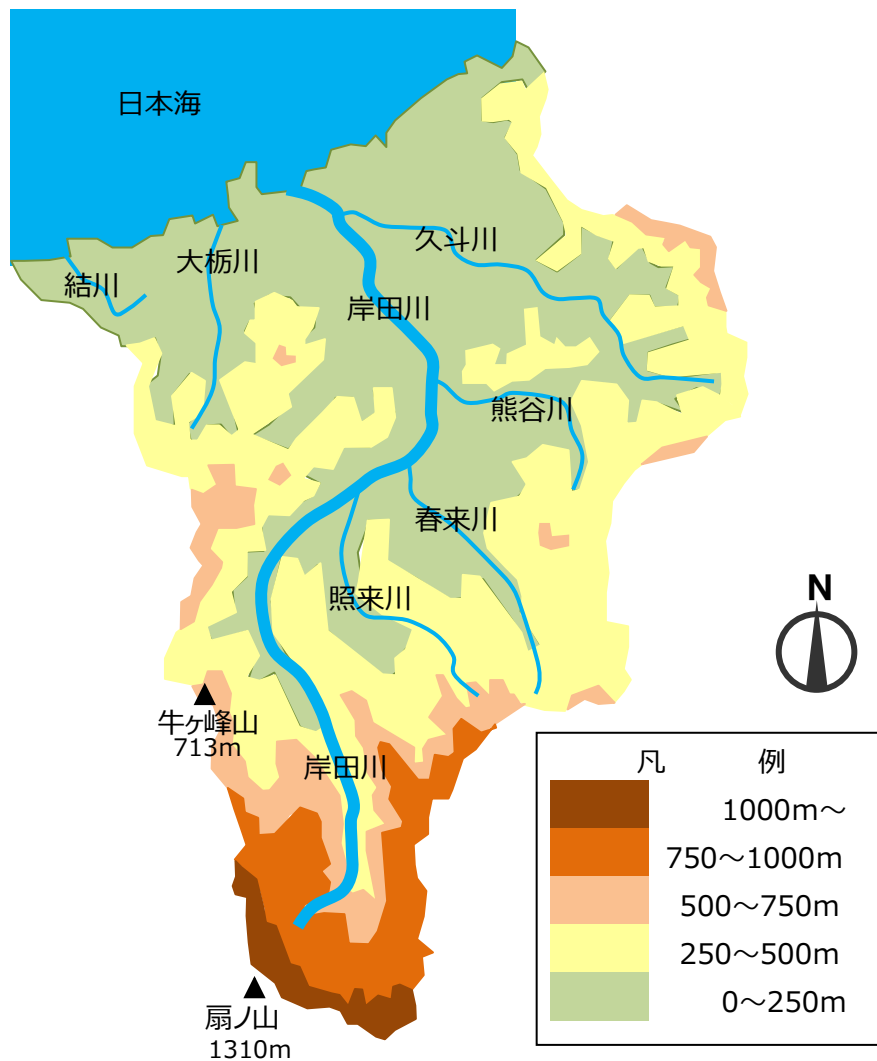
総面積は241.01 km²で、東西19.6km、南北26.2kmである。



②地形

新温泉町の地形は、南部に扇ノ山からつながる1000m級の山々があり、東西を牛ヶ峰山等の山地に囲まれた中を岸田川及びその支流、大栃川や結川などが北流して日本海に注ぐ形状となっている。

河川流域に平坦な耕地が形成され、その他はおおむね山間地帯であって、地勢は北向きの傾斜が強い。



新温泉町の地形図 (1/200,000)

③気候

新温泉町の気候は日本海型気候に属し、年間を通じて多雨多湿で、特に冬季は大陸からの季節風によって寒気も厳しく多量の積雪がもたらされるため、豪雪地帯に指定されている。

また、春にはフェーン現象が生ずるため火災にも注意しなければならない地域である。

(2) 社会的特性

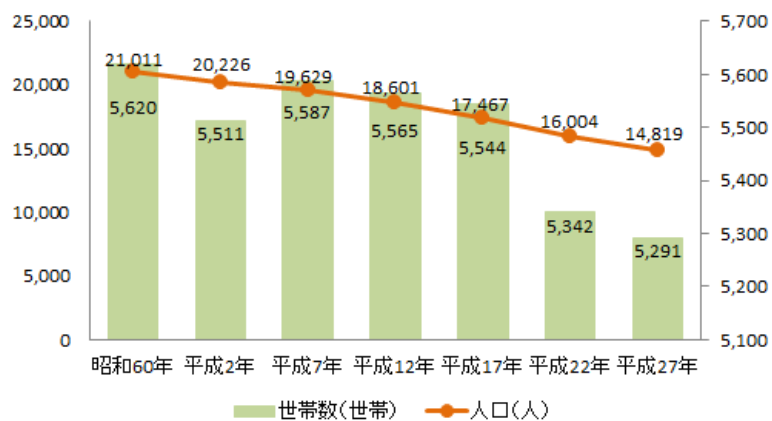
①人口と世帯数

昭和 29 年 10 月 1 日の町村合併によって、浜坂町・大庭村・西浜村が浜坂町、温泉町・照来村・八田村が温泉町となった後、平成 17 年 10 月 1 日に浜坂町と温泉町が合併して新温泉町が誕生した。

合併前の町村を合わせた人口は、昭和 20 年代に 3 万人近くあったものの減少が続き、平成 27 年の国勢調査では 14,819 人と半減している。令和 2 年 10 月 1 日時点の推計人口は、13,331 人となっている。

世帯数も平成 7 年以降は減少傾向にあり、平成 27 年の国勢調査では 5,291 世帯、令和 2 年 10 月 1 日時点の推計人口を基にした世帯数は 5,122 世帯となっている。

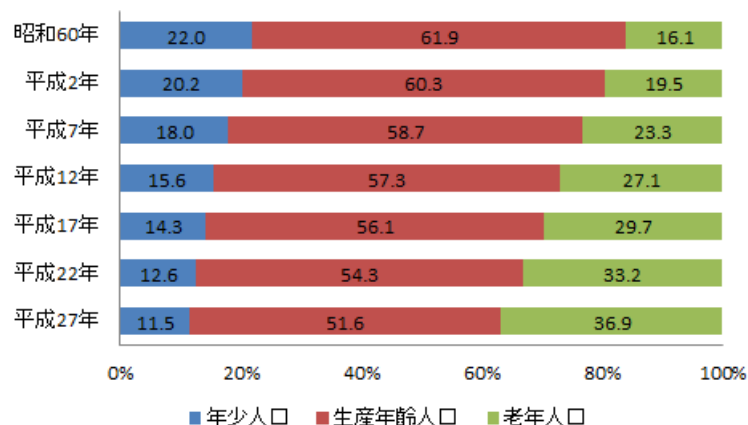
新温泉町の人口推移（昭和 60 年～平成 27 年、国勢調査人口、単位：人）



新温泉町の年齢別人口構成の推移をみると、14 歳以下の年少人口比は昭和 60 年の 22.0% から平成 27 年は 11.5% と半減する一方で、65 歳以上の老年人口比は昭和 60 年の 16.1% から平成 27 年は 36.9% と 2.3 倍に増加し、30 年間で少子高齢化が進行している。

一方、15～64 歳の生産年齢人口比は、昭和 60 年の 61.9% から平成 27 年の 51.6% と、約 10 ポイント減少している。

新温泉町の年齢別人口構成の推移（昭和 60 年～平成 27 年、国勢調査人口、単位：%）



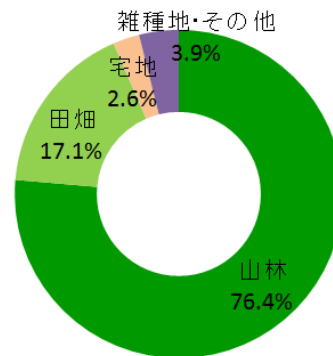
②土地利用

新温泉町の町域 241.01 km²のうち、約 4 割にあたる 103.0 km²が都市計画区域（浜坂都市計画区域）となっているが、線引きや用途地域の指定は行われていない。

また、土地利用の内訳を課税対象地積の地目でみると、山林が 7,007.0ha で課税対象地積の 3/4 を占めて最も多く、次いで田畑の 1,571.2ha、宅地の 239.6ha となっている。

評価総地積(課税対象地積)

地目	面積(ha)	
山林	7,007.0	(76.4%)
田畑	1,571.2	(17.1%)
宅地	239.6	(2.6%)
雑種地・その他	357.6	(3.9%)
合計	9,175.4	(100.0%)

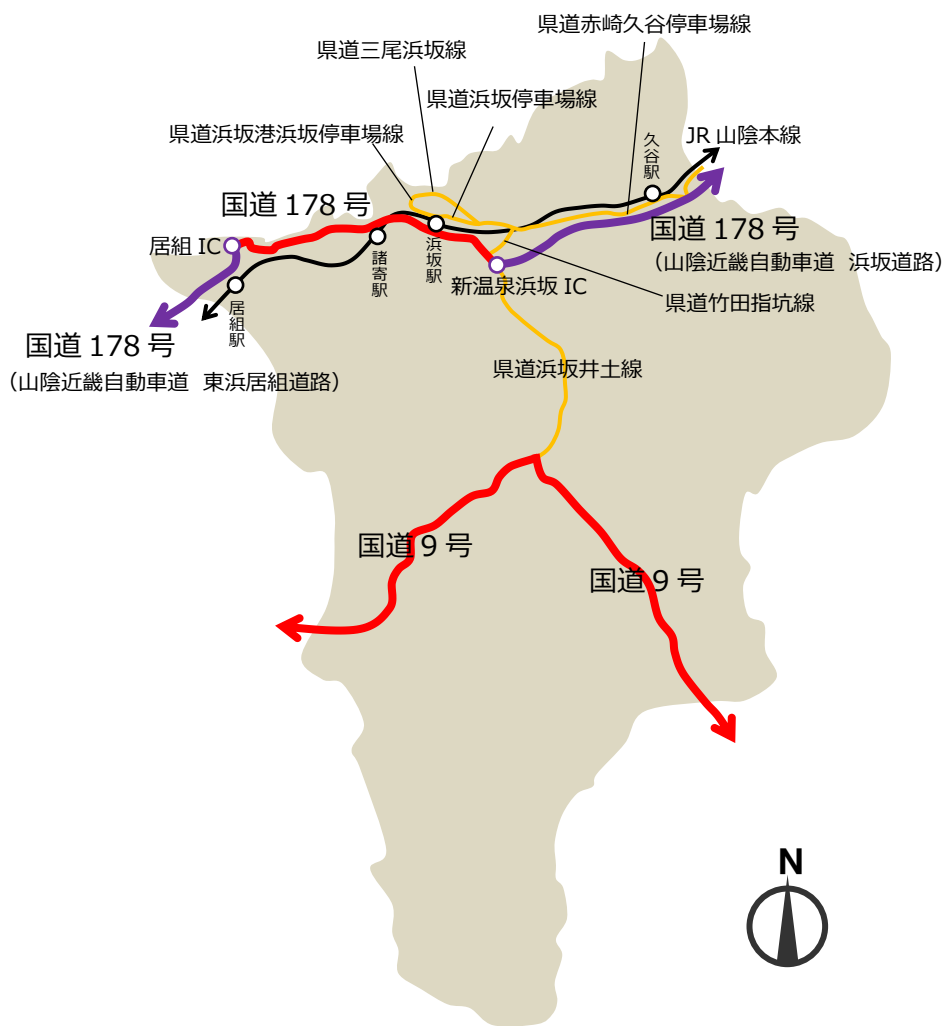


資料：兵庫県統計書平成 30 年

④交通

新温泉町の道路ネットワークは、国道 9 号や国道 178 号（山陰近畿自動車道の浜坂道路及び東浜居組道路の区間を含む）と、これらと連結する県道浜坂井土線が住民の日常生活に密着した幹線道路であるとともに、近隣市町間の交流や連携を促進する幹線道路として重要な路線となっている。

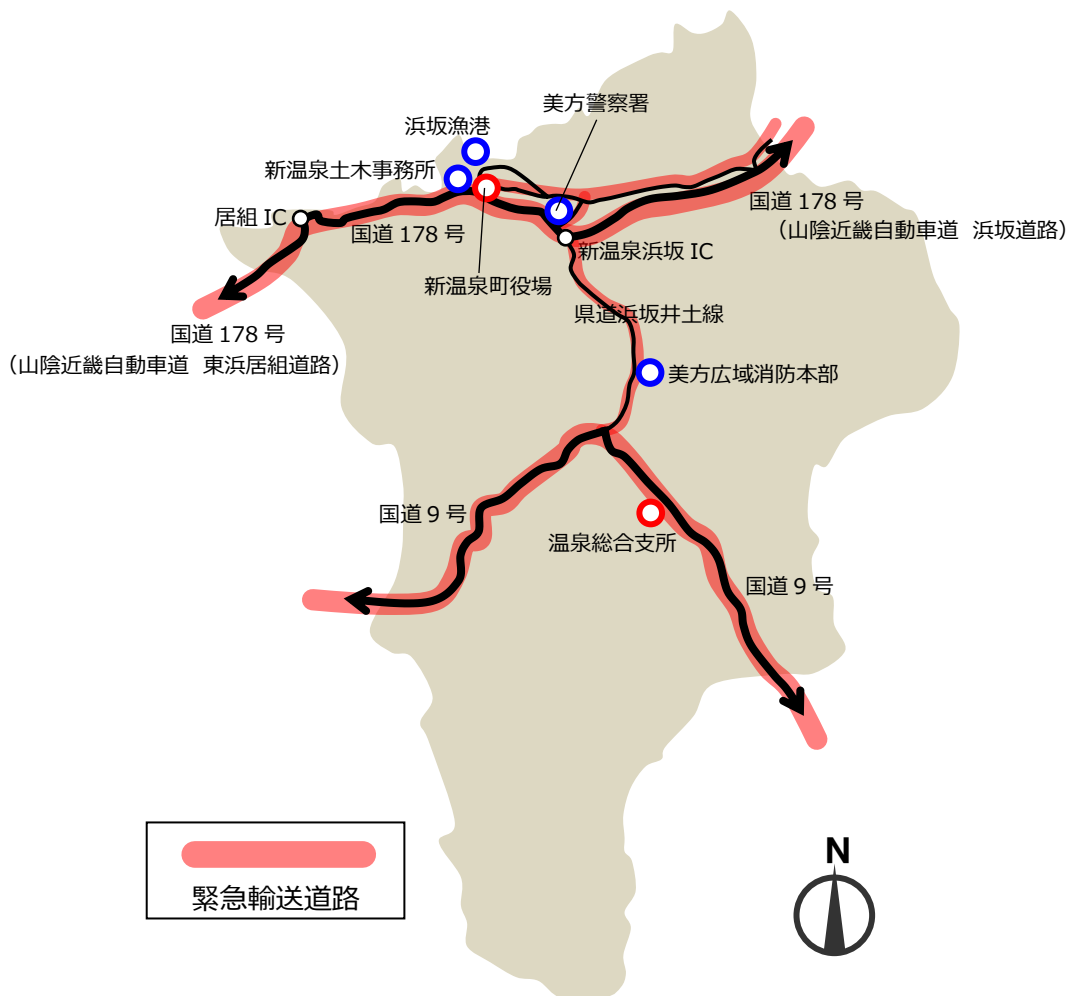
鉄道は、JR 山陰本線の 4 駅が設置されており、浜坂駅から鳥取駅まで約 45 分、大阪駅まで約 3 時間半（特急）で連絡している。



新温泉町の交通ネットワーク図 (1/200,000)

本町の幹線道路のうち、国道 9 号や国道 178 号（山陰近畿自動車道の浜坂道路及び東浜居組道路の区間を含む）、これらと連結する県道浜坂井土線、及び国道 178 号の旧道となる県道や町道等が、兵庫県の緊急輸送道路に指定されている。

これらの緊急輸送道路により、新温泉町役場、温泉総合支所、新温泉土木事務所、美方広域消防本部、美方警察署、浜坂漁港といった主要な施設が広域ネットワークを形成している。



緊急輸送道路指定図 (1/200,000)

(3) 災害特性

①自然災害

新温泉町における自然災害の多くは、梅雨、秋雨前線等による集中豪雨と台風による風水害であり、種類としては、水害及び山崩れ・崖崩れ、地すべり、土石流などが考えられる。

岸田川及びその支流、大栃川、結川などの河川や溪流沿いに土石流危険溪流、その他にも地すべり防止区域・危険箇所・危険地区、急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、災害危険区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されている。

土石流危険溪流等の指定状況

項目	箇所数	備考
土石流危険溪流	135	岸田川水系 120 箇所、大栃川水系 5 箇所、結川などその他 10 箇所
地すべり防止区域	18	県所管 2 箇所、農林水産省所管 7 箇所、国土交通省所管 9 箇所
地すべり危険箇所	22	
地すべり危険地区	14	
急傾斜地崩壊危険区域	41	
急傾斜地崩壊危険箇所	352	人家 5 戸以上か 5 戸未満であっても公共施設がある箇所：176 箇所 人家 1～4 戸の箇所：176 箇所
山腹崩壊危険地区	68	
崩壊土砂流出危険地区	189	
災害危険区域	3	
土砂災害警戒区域	787	急傾斜地 577 箇所、土石流 188 箇所、地すべり 22 箇所
土砂災害特別警戒区域	244	急傾斜地 200 箇所、土石流 44 箇所

資料：兵庫県地域防災計画

②風水害の災害履歴

新温泉町における風水害の代表的なパターンの一つに、梅雨期の梅雨前線による豪雨に伴うものがある。前線が兵庫県の南部で停滞しているときに、弱い熱帯低気圧が北上すると前線の活動が活発化しやすく、風水害発生の危険性が大きい。短時間による集中豪雨が近年の特徴であり、水害はもとより土砂災害が増えている。

もう一つの代表的なパターンは、台風によるものである。台風による風水害は過去に大きな被害をもたらしており、強風による倒壊や飛散と、豪雨による決壊や浸水により嚴重な注意が必要である。

台風の進行方向に秋雨前線が停滞するときは、特に豪雨となりやすい。

本町では昭和34年の伊勢湾台風、平成2年の台風19号、平成16年の台風23号が大きな被害を及ぼし、特に平成2年の台風19号は浜坂地域において公立浜坂病院等の公共施設と一般家屋の床上浸水170戸の被害が発生し、災害救助法の適用を受けた。

但馬地方の主な風水害等記録

発生日	災害の名称	災害の概要
大正7年 9月13～14日	台風	紀伊半島に上陸。豊岡で最大風速24m
昭和9年 9月21日	室戸台風	室戸岬に上陸し、京都を通過。県下各地に大被害
昭和28年 7月4～5日	梅雨前線 による豪雨	西日本に梅雨前線が停滞し、山陰に豪雨
昭和34年 9月26日	伊勢湾台風	潮岬の西方に上陸し、三重・岐阜を經由して日本海へ。但馬に大きな被害
昭和36年 9月16日	第2室戸 台風	室戸岬に上陸し、阪神間を經由して日本海へ。県下一円に被害
昭和39年 7月15日	梅雨前線 による豪雨	梅雨前線により但馬地方に豪雨。公共土木被害
昭和47年 7月9日	7月豪雨	梅雨前線の活動により全国各地で水害発生
昭和47年 9月16～17日	台風20号	潮岬に上陸後、日本海へ。県下で死者5名
昭和51年 9月8～13日	台風17号	九州北部から日本海へ。県下で死者19名
昭和54年 10月18～19日	台風20号	大型で広範囲の暴風域を持った台風。県北部を中心に風水害発生
昭和61年 12月28日	暴風	暴風により餘部鉄橋列車転落。死者6名
昭和62年 10月16～17日	台風19号	大雨により県下全域で床上、床下浸水。浜坂地域で大きな被害発生
昭和63年 8月24～25日	雷雨 による大雨	雷雨大雨のため、県北部で床上、床下浸水
平成元年 10月2～3日	大雨	大雨により県北部で被害。温泉地域44mm/h
平成2年 9月17～20日	台風19号	日本海沿岸に停滞していた秋雨前線が台風接近に伴って活発化。但馬に甚大な被害。特に浜坂地域に被害
平成16年 10月23日	台風23号	台風による集中豪雨で、円山川堤防が決壊するなど豊岡市を中心に但馬全域に甚大な被害

令和5年 8月15～16日	台風7号	台風による集中豪雨で但馬北部を中心に被害が発生、香美町には県内初の「警戒レベル5 緊急安全確保」が発令
------------------	------	---

資料：新温泉町地域防災計画

③大雪による災害履歴

新温泉町は昭和38年に豪雪地帯に指定されており、度々の大雪で雪崩などの被害を受けている。

新温泉町の主な大雪、豪雪被害状況

発生年月	災害の概要
昭和38年 2月	旧浜坂町で死者10人※1、住宅全壊11戸、住宅半壊47戸 旧温泉町で雪崩のため家屋倒壊2戸、死者4人※1
昭和43年 2月	雪崩で家屋倒壊1戸※1、死者2人※1
昭和44年 1月	大雪のため浜坂駅でラッセル車脱線
昭和51年 12月	大雪、照来中学校で最高240cmの積雪、久谷駅で除雪中に1人死亡
昭和52年 2月	吹雪のため交通機関が途絶、浜坂中学校が臨時休校
昭和56年 1月	大雪、最高積雪は浜坂140cm、久谷170cm、久斗山230cm、豪雪対策本部設置
昭和58年 2月	大雪警報発令、照来中学校で200cmの積雪、小中学校が休校
昭和61年 1月	大雪、照来中学校で125cmの積雪、豪雪対策本部設置
平成18年 1月	豪雪で除雪作業中に1人死亡※2、雪害警戒本部設置
平成22年 12月	降雪のため久斗山、境、熊谷、伊角、桧尾の約1330世帯が停電
平成23年 1月	JR山陰本線が終日運休、但馬空港が欠航、各地で積雪による倒木被害 浜坂38cm、久谷109cm、田中168cm、切畑207cm、春來186cmの積雪 大雪警戒本部設置
平成23年 12月	大雪、奥八田地域などで約2200世帯が停電、JR山陰本線が運休 浜坂20cm、久谷41cm、田中82cm、切畑107cm、春來87cmの積雪
平成24年 2月	雪害警戒本部設置
平成29年 2月	但馬地域や鳥取県で大雪のためJR山陰本線が5日間運休
平成30年 2月	久谷で100cm超えの積雪など記録的大雪、JR山陰本線が断続的に運休

資料：新温泉町資料

※1：兵庫県資料「兵庫県で過去に発生した主な雪崩」

※2：平成18年9月内閣府「平成18年豪雪による被害状況等について（第9報）」

④地震による災害履歴

新温泉町は過去に大きな地震による被害を受けていないが、但馬地域周辺では過去に北但馬地震（大正14年、M6.8、震源地は豊岡付近、全体の死者428人・全壊家屋1,295戸・焼失家屋2,180戸）や、北丹後地震（昭和2年、M7.3、震源地は大江山付近、全体の死者2,925人・全壊家屋12,584戸・焼失家屋3,711戸）が発生している。

3-2. 想定するリスク

本計画では、住民生活及び町経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、風水害、大雪災害及び地震災害を想定する。

(1) 風水害のリスク想定

兵庫県は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により水位周知河川等が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。令和2年5月末に兵庫県が公表した想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等では、岸田川水系で洪水浸水想定区域面積が8.9㎢、最大浸水深が8.4m、最大浸水継続時間が60時間、家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流・河岸浸食面積が5.1㎢と想定されている。

新温泉町で想定される災害被害を、兵庫県が指定した洪水浸水想定区域を洪水による被害として、兵庫県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を土砂災害による被害として想定する。（「新温泉町地域防災計画」の考え方に準拠している）

(2) 大雪災害のリスク想定

豪雪地帯指定のきっかけとなった、昭和38年の大雪災害を、本計画におけるリスクとして想定する。

(3) 地震災害のリスク想定

「兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）」及び「兵庫県地震被害想定調査報告書」の中で、県が想定している有馬高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震、山崎断層帯地震、中央構造線断層帯地震、日本海沿岸地震、南海道地震のうち、新温泉町内での被害実数が想定されている日本海沿岸地震を、本町における地震災害のリスクとして想定する。

（「新温泉町地域防災計画」の考え方に準拠している）

① 想定地震の概要

- ・ 想定地震：日本海沿岸地震
- ・ 想定震源地：但馬海岸付近
- ・ 想定規模：M7.3

② 被害の特徴

兵庫県の沿岸部で地震が発生した場合、但馬地域北部を中心に大きな被害の発生が予想される。特に河川の河口部では地盤が軟弱なため、家屋の倒壊が起りやすいので注意が必要である。

③日本海側における津波想定

兵庫県は、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が示した断層モデルを使用して、最大クラスの津波が発生した場合の日本海沿岸地域における津波浸水想定図を作成し、平成30年3月に公表した。

日本海沿岸地域津波浸水想定図によると、新温泉町では、最高津波水位は田井の浜でT.P.（東京湾平均水面）4.5m、津波の最短到達時間は田井の浜で11分、浸水域面積は65haと想定された。

居組、諸寄では住宅地に2m未満の浸水が生じ、釜屋、浜坂、三尾では漁業施設周辺や砂浜、田等に浸水が生じるが、住宅地への浸水はほとんど生じないと想定されている。

地区別の津波想定

地区名	最高津波水位	津波最短到達時間
居組	3.9m	12分
釜屋	2.9m	13分
諸寄	3.2m	13分
浜坂	4.1m	12分
田井の浜	4.5m	11分
三尾	3.9m	19分

3-3. 脆弱性評価

(1) 評価手順

①過去の災害の経験と教訓から「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定（36 類型）

②それぞれの起きてはならない最悪の事態を回避する観点から、施策の方向性を検討

(2) 評価結果

【別紙1】のとおり

3-4. 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策分野の対応関係は下表のとおり。

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		町土保全	住宅・都市	ライフライン・廃棄物	保健・医療	情報・通信	産業	交通・物流	行政機能	避難支援	地域の防災力強化	人材育成	高齢化対策	広域連携・官民連携
1 直接死を最大限防ぐ														
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生		○					○						○
1-2	家屋密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生		○											
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○								○	○			
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○												
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	○				○								○
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生					○							○	○
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する														
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○				○						○
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			○		○		○						○
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				○						○			○
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱							○						○
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			○	○			○						○
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○	○									○
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		○		○					○				
3 必要不可欠な行政機能は確保する														
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								○					○
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する														
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			○		○								
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					○								
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					○				○		○		○

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		町土保全	住宅・都市	ライフライン・廃棄物	保健・医療	情報・通信	産業	交通・物流	行政機能	避難支援	地域の防災力強化	人材育成	老朽化対策	広域連携・官民連携
5 経済活動を機能不全に陥らせない														
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下						○							
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害			○				○					○	
5-3	食料等の安定供給の停滞						○	○					○	
5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			○										
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる														
6-1	電力の供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止			○										○
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			○									○	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			○								○	○	
6-4	地域交通インフラの長期間にわたる機能不全							○					○	
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	○										○	○	○
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない														
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○	○								○			○
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞		○										○	
7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○				○							○	○
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大													○
7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃	○					○						○	
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する														
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			○									○	
8-2	より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態												○	
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失				○				○				○	○
8-4	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○											○	
8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響					○			○					

4-1. 施策の推進方針

1 直接死を最大限防ぐ	
リスクシナリオ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-1-① 建築物の耐震化	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅の耐震化については、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する。【建設課】 ●耐震化が未了の医療施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、施設管理者に耐震化の実施を要請する。【町民安全課他】 ●災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う町有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する。【生涯教育課他】 ●学校、認定こども園、町営住宅等のブロック塀等の安全点検を実施し、安全対策等を進める。【こども教育課他】
	<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夢ホール耐震化等改修事業『緊急防災・減災事業債』（令和2年度完了）【温泉公民館】 ○耐震診断・耐震改修促進事業【建設課】 ○簡易耐震診断推進事業『防災・安全社会資本整備総合交付金』【建設課】 ○住宅耐震改修促進事業『防災・安全社会資本整備総合交付金』【建設課】 ○がけ地近接等危険住宅移転事業【建設課】 ○浜坂認定こども園改築事業『学校施設環境改善交付金』【こども教育課】 ○大庭認定こども園改築事業『学校施設環境改善交付金』【こども教育課】
	<p>関連計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新温泉町公共施設等総合管理計画 ・新温泉町地域防災計画（以降、すべての項目に関連する）

	重要業績指標	⇒町立認定こども園施設の耐震化率 33%（令和2年度）→100%（令和11年度） 【こども教育課】
1-1-② 交通施設、 沿道建築物 の耐震化	推進方針	●鉄道駅の倒壊による人的被害を避けるため、鉄道駅の耐震化を鉄道事業者へ要請する。【企画課他】 ●交通施設や沿道建築物の倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応の妨げとなるおそれがあることから、交通施設及び沿道建築物の耐震化を推進する。【建設課】
	関連事業	○耐震診断・耐震改修促進事業【建設課】〔再掲〕

1 直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ	1-2 家屋密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	
1-2-① 家屋密集地 の改善	推進方針	●防災上危険な家屋密集地の改善を図るため、建物の不燃化、公共空地の設置等を推進する。【建設課】
	関連事業	○消防団による木造住宅密集地大規模火災訓練【町民安全課】
1-2-② 危険空家の 除却	推進方針	●放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等により周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、町において実態を把握し、所有者へ改善を促す。【建設課】
	関連事業	○空家等対策事業【建設課】
	関連計画	・新温泉町空家等対策計画 継続

1 直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
1-3-① 防潮堤等の 整備	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と連携して、日本海津波に対する耐震対策が必要な河川堤防の嵩上げや耐震補強、防波堤や防潮水門の耐震補強を実施する。 【農林水産課】【建設課】
	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小三尾東防波堤 機能保全対策（水産基盤整備事業） 【農林水産課】
1-3-② 避難意識の 向上	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難意識の向上等住民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する。 【町民安全課】 ● 防災学習の促進や情報提供の推進により、住民一人ひとりの防災知識の習得と防災意識の普及・啓発を推進する。【町民安全課】 ● 児童生徒の引き渡しに関するルールに基づき、実際の引き渡しについて訓練を実施する。【こども教育課】 ● 津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練を実施する。【こども教育課】 ● 阪神・淡路大震災の記憶が風化することを防ぎつつ、その経験と教訓を生かし、南海トラフ地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進する。 【こども教育課】
	関連 事業	○ 防災に関する出前講座【町民安全課】
	重要 業績 指標	⇒ 児童生徒の引き渡し訓練の実施数 6校（令和2年度）→11校園（令和11年度） 【こども教育課】 ⇒ 防災に関する出前講座の実施数 年4回（令和元年度）→年6回（令和11年度） 【町民安全課】
1-3-③	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波、風水害などからの避難を確実にを行うため、適時適切に町が避難勧告等の避難情報について、対象区域を明確化して発令す

避難体制の確保・訓練の実施		る。 【町民安全課】 ●地域特性に応じた避難が円滑に行われるよう、津波の被害想定に基づいた住民避難訓練を実施する。【町民安全課】
	関連事業	○兵庫県津波一斉避難訓練【町民安全課】
1-3-④ 津波ハザードマップの策定	推進方針	●県が公表した「日本海沿岸地域津波浸水想定図」等をもとに、避難場所等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを作成して地域住民等への周知に努める。【町民安全課】

1 直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
1-4-① 総合的な治水対策	推進方針	<p>●ため池改修に併せた事前放流施設等の整備、雨水貯留浸透施設の整備等により河川への流出を抑制する流域対策を推進する。 【農林水産課】【上下水道課】</p> <p>●中小河川を含めた町内河川において、河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備、既存ダムの活用による機能強化、排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める。 【事業主体：兵庫県 町管理河川：建設課】</p> <p>●河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に堆積土砂を撤去する。【県管理河川：兵庫県 町管理河川：建設課】</p> <p>●風水害等に伴って発生する土石流等の土砂災害から、住民の生命・財産等を守るため、県に対して砂防事業、急傾斜事業等を促進するよう要望する。【建設課】</p>
	関連事業	<p>○ため池治水活用拡大促進事業【農林水産課】</p> <p>○ため池等における地域の総合治水推進事業【農林水産課】</p> <p>○ため池改修整備事業【農林水産課】</p> <p>○砂防事業（事業主体：兵庫県）【建設課】</p> <p>○急傾斜地崩壊対策事業（事業主体：兵庫県）【建設課】</p>

	重要業績指標	⇒ため池改修と併せた事前放流施設の整備箇所数 1箇所（令和2年度完了）【農林水産課】
1-4-② 高潮・越波 対策	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●沿岸部を高潮被害から守るために、県と連携し排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する。【農林水産課】 ●想定最大規模の高潮等による大規模浸水を想定して、県、気象庁、警察、交通事業者など関係機関と連携し、広域避難も含めた避難対策について検討する。【町民安全課】 ●越波による浸水被害や海岸浸食から沿岸部を守るため、県と連携し離岸堤等の整備を推進する。【農林水産課】
1-4-③ 減災のための ソフト対策	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ（岸田川水系等の洪水浸水想定区域図等）の周知の徹底、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせて実施しているところであるが、それらを一層推進する。【町民安全課】 ●災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める。【町民安全課】
	重要業績指標	⇒防災に関する情報発信（広報掲載）回数 年1回（令和元年度）→年2回（令和11年度）【町民安全課】

1 直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	
1-5-① 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化	推進方針	●住民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する。【町民安全課】
1-5-② 山地防災・土砂災害対策	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する。【農林水産課】【建設課】 ●土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する。【建設課】

	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地崩壊対策事業【建設課】〔再掲〕 ○土砂災害対策支援事業【建設課】 ○がけ地近接等危険住宅移転事業『防災・安全社会資本整備総合交付金』【建設課】
1-5-③ ため池及び 治山対策	推進方針	●大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める。【農林水産課】
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○多面的機能支払事業【農林水産課】 ○農村地域防災減災事業【農林水産課】 ○農業水路等長寿命化・防災減災事業【農林水産課】 ○ため池廃止工事（農業水路等長寿命化・防災減災事業）【農林水産課】 ○タチャ池整備工事（農村地域防災減災事業）【農林水産課】 ○タチャ池整備工事（利活用）（農業水路等長寿命化・防災減災事業）【農林水産課】 ○奥山池浚渫（機能保全）工事（農村地域防災減災事業）【農林水産課】 ○ため池治水活用拡大促進事業【農林水産課】〔再掲〕 ○ため池等における地域の総合治水推進事業【農林水産課】〔再掲〕 ○森林管理 100%作戦推進事業【農林水産課】 ○緊急防災林整備事業（県民緑税活用）【農林水産課】 ○森林経営管理事業【農林水産課】
1-5-④ 野生鳥獣 対策	推進方針	●森林の下層植生の消失、土壌流出を防止するため、野生動物の「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する。【農林水産課】
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○有害鳥獣防除事業【農林水産課】 ○新温泉町野生動物被害対策推進協議会による事業【農林水産課】
	関連計画	・新温泉町鳥獣被害防止計画
	重要業績指標	⇒個体数管理 令和6年度実施（有害獣等捕獲）

		<p>猪:300頭、鹿:3300頭、小動物:必要最小限 特定外来種:目撃したものは可能な限り 令和7年度以降 被害状況により捕獲頭数を検討 【農林水産課】</p>
--	--	---

1 直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
1-6-① 町、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有	推進方針	<p>●情報伝達手段の多様化、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、町、消防、警察等関係機関や住民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化といった施策を着実に推進する。 【企画課】【町民安全課】</p>
	関連事業	○防災行政無線維持管理事業 【町民安全課】
1-6-② 人材の確保	推進方針	<p>●冬期交通の安全確保に重要な役割を担う除雪業務について、受託業者の人材や採算性の確保のため、降雪に備えて、出勤の有無に関わらず継続的な待機を可能とする財政支援を行っており、今後も国・県と連携して引き続き除雪業務の安定的な維持に取り組む。【建設課】</p>
	関連事業	<p>○除雪ボランティアの受入 【福祉課】 ○町道等の除排雪事業 【建設課】</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
2-1-① 食料、飲料水の供給体制の確保	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。【町民安全課】 ●応急用食料について、発災後、被災地域からの要請に対応するため、平素から協定業者等の在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を図る。【町民安全課】 ●大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進める。【町民安全課】
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○防災用備品・備蓄品整備事業【町民安全課】 ○備蓄倉庫整備事業【町民安全課】
	重要業績指標	⇒民間企業や各種団体等との応援協定の締結数 30 協定（令和元年度）→43 協定（令和11年度）【町民安全課】
2-1-② 電力施設、水道施設等の耐震化・耐水化	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●電力施設の耐震性・耐浪性を確保するよう、電力事業者に電力施設耐震性の確保を要請する。【町民安全課】 ●水道施設の老朽化対策と併せ耐震化・耐水化を推進する。【上下水道課】
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○配水管整備事業【上下水道課】 ○水道管路緊急改善事業『生活基盤施設耐震化等交付金』【上下水道課】 ○遠方監視システム整備、増補改良『生活基盤施設耐震化等交付金』【上下水道課】
2-1-③ 道路交通機能の強化	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る。【建設課】

		<ul style="list-style-type: none"> ●被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち、落橋・倒壊のおそれがある橋梁及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、国や県と連携して橋梁の長寿命化を推進する。【建設課】 ●地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を、国や県と連携して推進する。【建設課】 ●橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。 【農林水産課】【建設課】
	<p>関連事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・安全社会資本整備総合交付金事業【建設課】 ○町道改良事業【建設課】 ○法面工修繕『防災・安全社会資本整備総合交付金』【建設課】 ○道路橋定期点検『道路メンテナンス事業補助金』【建設課】 ○橋梁長寿命化対策工事『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】 ○トンネル定期点検『道路メンテナンス事業補助金』【建設課】 ○浜坂駅港湾線整備事業（事業主体：兵庫県）【建設課】
	<p>関連計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新温泉町公共施設等総合管理計画 ・新温泉町道路橋長寿命化修繕計画
	<p>重要業績指標</p>	<p>⇒道路法面の落石・崩壊対策実施済箇所数 1箇所（平成29年度）→19箇所（令和11年度） 【建設課】</p>
<p>2-1-④ 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保</p>	<p>推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における自家用発電機や調理器具等に活用できるLPガスを業界団体等と連携し確保する。【総務課】【町民安全課】 ●避難所における飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄や、市町の相互応援協定等による応急給水体制を整備する。 【上下水道課】

	関連事業	○防災用備品・備蓄品整備事業【町民安全課】
	重要業績指標	⇒避難所における自家用発電機の設置数 0箇所（令和元年度）→23箇所（令和6年度完了） 【町民安全課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
2-2-① 孤立集落の発生を防ぐ設備整備	推進方針	●中山間地域、沿岸地域などの地区及び集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区及び集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を複数確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備する。【町民安全課】
	関連事業	○衛星携帯電話整備事業【町民安全課】
2-2-② 小規模集落における避難所機能の強化	推進方針	●多自然地域の小規模集落では、電力供給遮断等の非常時に、住民が避難する避難場所等において必要最低限の電力を確保できるよう自家発電機を設置する。【町民安全課】
	関連事業	○防災用備品・備蓄品整備事業【町民安全課】
	重要業績指標	⇒避難場所等に自家用発電機のある集落数 0集落（令和元年度）→6集落（令和6年度完了）【町民安全課】
2-2-③ 道路交通機能の強化	推進方針	●林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域の生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、地域森林計画に基づき開設や拡張及び橋梁の長寿命化対策を図る。【農林水産課】
	関連事業	○林道施設維持管理事業【農林水産課】
	関連計画	・新温泉町公共施設等総合管理計画 ・新温泉町道路橋長寿命化修繕計画
	重要業績指標	⇒地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」林道等の整備 開設 0路線（令和2年度）→3路線（令和11年度） 拡張 0路線（令和2年度）→8路線（令和11年度） 【農林水産課】 ⇒基幹林道等の橋梁を対象とした点検・診断実施数 橋梁の長寿命化対策 点検診断 0橋（令和2年度）→22橋（令和11年度）

		補修修繕 0 橋（令和 2 年度）→ 8 橋（令和11年度） 【農林水産課】
2-2-④ 孤立集落の 発生を防ぐ 港湾・漁港 機能の強化	推進 方針	●漁村の孤立防止のため、津波対策及び漁港施設の機能強化対策 を着実に進める。【農林水産課】
	関連 事業	○三尾・釜屋漁港機能保全事業【農林水産課】 ○小三尾東防波堤機能保全対策（水産基盤整備事業） 【農林水産課】〔再掲〕
	重要 業績 指標	⇒小三尾漁港東防波堤の補強（令和 4 年度完了）【農林水産課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
リスクシナリオ	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
2-3-① 消防の災害 対応力強化	推進 方針	●県による消防に関する事項の指導、助言等により、町の消防力 強化を促進する。【町民安全課】
2-3-② 地域の防災 組織の災害 対応力強化	推進 方針	●大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場 に駆け付けるのは困難であるため、消防団や地域の防災組織の 充実等を図る。【町民安全課】 ●大災害発生時に、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動が できない場合に最初に災害に対応するのは、地域のコミュニテ ィであることから、住民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を 持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える。 【町民安全課】
	関連 事業	○自主防災組織活動交付金【町民安全課】 ○ひょうご防災リーダー等育成支援事業【町民安全課】 ○マイ避難カード作成支援事業【町民安全課】 ○地域運営組織での取組【企画課】
	重要 業績 指標	⇒消防団員充足率 94.4%（令和元年度）→100.0%（令和11年度）【町民安全課】 ⇒自主防災組織の訓練実施率

		<p>51.2%（令和元年度）→100.0%（令和11年度）【町民安全課】 ⇒自主防災訓練参加者数 1,976人（令和元年度）→3,800人（令和11年度）【町民安全課】</p> <p>⇒ひょうご防災リーダー等育成助成金申請者数 3人（令和元年度）→25人（令和11年度）【町民安全課】</p>
2-3-③ 防災関係 機関との 連携強化・ 訓練	推進 方針	●救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実践的な訓練を実施する。【町民安全課】
	関連 事業	○消防団による水防・延焼訓練【町民安全課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱	
2-4-① 帰宅困難者 等対策の推 進	推進 方針	<p>●帰宅困難者に対しては、帰宅支援など様々な対策が必要であり、町が取組を進めているが、帰宅支援については、県や市町の区域を越えて移動する通勤通学、観光（外国人を含む）等広域的に調整する。【町民安全課】</p> <p>●帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設の確保に取り組む。【町民安全課】</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
2-5-① 医療施設の 耐震化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震化が未了の医療施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、施設管理者に耐震化の実施を要請する。 【町民安全課他】〔再掲〕
	関連 事業	○耐震診断・耐震改修促進事業【建設課】〔再掲〕
2-5-② 救急・医療体 制の充実	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制や、災害時協定の締結等による医師会との連携強化を含めた保健医療体制の強化を図る。【健康課】【公立浜坂病院】
2-5-③ 病院等医療 機関における 非常用電源 等の確保	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する。【健康課】
2-5-④ 道路交通 機能の強化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る。 【建設課】〔再掲〕 ●被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち、落橋・倒壊のおそれがある橋梁及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等については、致命的な損傷を避けるため、国や県と連携して橋梁の長寿命化を推進する。 【建設課】〔再掲〕 ●地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を、国や県と連携して推進する。【建設課】〔再掲〕 ●橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【農林水産課】【建設課】〔再掲〕
	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・安全社会資本整備総合交付金事業【建設課】〔再掲〕 ○町道改良事業【建設課】〔再掲〕

	<ul style="list-style-type: none"> ○法面工修繕『防災・安全社会資本整備総合交付金』 【建設課】〔再掲〕 ○道路橋定期点検『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】〔再掲〕 ○橋梁長寿命化対策工事『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】〔再掲〕 ○トンネル定期点検『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】〔再掲〕 ○浜坂駅港湾線整備事業（事業主体：兵庫県） 【建設課】〔再掲〕
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新温泉町公共施設等総合管理計画 ・新温泉町道路橋長寿命化修繕計画

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-6-① 被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、家屋浸水等による感染症対策の実施体制を構築しておく。【健康課】 ●新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、消毒薬等の備蓄を促進する。【町民安全課】【健康課】 <p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種事業【健康課】
2-6-② 下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策を推進する。【上下水道課】 <p>関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新温泉町ストックマネジメント計画策定『防災・安全社会資本整備交付金（下水道事業）』【上下水道課】 ○下水道施設改築更新事業（ストックマネジメント計画）『防災・安全社会資本整備交付金（下水道事業）』 【上下水道課】 ○生活排水処理施設の再編（統廃合）計画の策定『社会資本総合

	<p>整備交付金事業（下水道整備推進重点化事業）』</p> <p>【上下水道課】</p> <p>○農業集落排水事業機能強化工事『農山漁村地域整備交付金事業（農業集落排水事業）』【上下水道課】</p> <p>○農業集落排水事業最適整備構想策定「農山漁村地域整備交付金事業（農業集落排水事業）」【上下水道課】</p> <p>○漁業集落排水施設機能保全計画策定（三尾地区・釜屋地区）『農山漁村地域整備交付金事業（漁業集落環境整備事業）』【上下水道課】</p> <p>○漁業集落排水施設機能保全計画に基づいた保全工事『農山漁村地域整備交付金事業（漁業集落環境整備事業）』</p> <p>【上下水道課】</p> <p>○コミュニティプラント機能保全計画策定【上下水道課】</p> <p>○コミュニティプラント機能保全計画に基づいた保全工事『新・生活排水フォローアップ作戦（兵庫県補助制度 令和2年2月創設）』【上下水道課】</p>
関連	<p>・新温泉町公共施設等総合管理計画</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
2-7-① 避難所の生活の質の確保	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県と連携し、冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保を図る。【町民安全課他】 ●避難所となる小学校等への井戸の整備やプールの活用により、トイレや清掃等に必要生活用水を確保することで、避難所の衛生環境の維持を図る。【こども教育課他】
	<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中学校特別教室エアコン整備事業『学校施設環境改善交付金』【こども教育課】 ○小中学校体育館エアコン整備事業『学校施設環境改善交付金』【こども教育課】

		○防災用備品・備蓄品整備事業【町民安全課】〔再掲〕
2-7-② 大規模避難 施設の耐震 化	推進 方針	●大規模自然災害が発生した場合に、避難所として活用が可能なホテル・旅館等について、耐震診断や耐震改修等への助成等の対策を推進する。【建設課】
	関連 事業	○耐震診断・耐震改修促進事業【建設課】〔再掲〕

3 必要不可欠な行政機能は確保する		
リスクシナリオ	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
3-1-① 災害時即時 対応体制の 強化	推進 方針	<p>●災害時の緊急事態の発生に備えて、24 時間監視・即応体制を維持する。そのため、宿日直体制を継続するとともに、訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める。</p> <p>【総務課】【町民安全課】</p> <p>●職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、課ごとの職員行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る。</p> <p>【総務課】【町民安全課】</p> <p>●災害時の体制整備、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。</p> <p>【総務課】【町民安全課】</p> <p>●発災時には町だけで対応できることに限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る。【町民安全課】</p> <p>●他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制を整備する。【町民安全課】</p>
	関連 事業	○業務継続計画及び受援計画策定事業【町民安全課】
	重要 業績 指標	⇒職員を対象とした訓練・研修の実施回数 年 0 回（令和元年度）→年 1 回（令和 11 年度） 【町民安全課】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
リスクシナリオ	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-1-① 情報通信手段の確保	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。 【町民安全課】 ●長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる。【総務課】【町民安全課】【企画課】 <p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線維持管理事業 【町民安全課】〔再掲〕 ○再生可能エネルギー発電装置導入事業【企画課】 ○EV導入事業【企画課】
4-1-② 電力供給の維持に係るインフラ整備	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、国・県と連携して道路の無電柱化、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に推進する。 【建設課】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
リスクシナリオ	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-2-① 情報提供手段の確保	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズで積極的に防災情報を発信する。【企画課】【町民安全課】 ●防災行政無線やCATV、ホームページ、公式LINEや携帯電話のメール機能を利用した「しんおんせん防災ネット」などのあらゆる手段を用いて情報提供の多重化を図る。 【企画課】【町民安全課】 <p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご防災ネットの運営【町民安全課】 ○防災情報伝達システム導入事業【町民安全課】 <p>重要</p> <p>⇒「しんおんせん防災ネット」の登録者数</p>

業績 指標	1,738人（令和元年度）→2,000人（令和11年度） 【町民安全課】
----------	---

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、 避難行動や救助・支援が遅れる事態	
4-3-① 町、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有	推進方針	●県、町、県警、自衛隊、海上保安本部等の防災関係機関を結ぶ防災専用ネットワーク網について、停電やケーブル切断による情報サービスの機能停止に備え、非常用発電機や衛星通信設備等を配備し、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。【町民安全課】【企画課】
4-3-② 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有	推進方針	●土砂災害警戒区域ごとに危険度を予測する「箇所別土砂災害危険度予測システム」を活用し、迅速な情報伝達と共有を図る。 【町民安全課】
	重要業績指標	⇒箇所別土砂災害危険度予測システムの利用訓練数 年0回（令和元年度）→年1回（令和11年度） 【町民安全課】
4-3-③ 情報収集・提供に係る人材育成	推進方針	●フェニックス防災システム等により得られた情報の効率的な活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、町の人材育成を推進する。【町民安全課】
4-3-④ 災害時要援護者の避難支援体制の構築	推進方針	●町が避難行動要支援者名簿の整備を進めるのと併せて、名簿の掲載者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の行動を想定した具体的な個別支援計画を地域において作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。【町民安全課】【福祉課】 ●災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る。【町民安全課】 ●一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等

		<p>の支援を行う。【企画課】【商工観光課】</p> <p>●平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられることとなったため、当該施設管理者は、避難確保計画の作成等を進め、施設の避難体制の強化を図る。</p> <p>【町民安全課】【福祉課】【こども教育課】</p>
	関連事業	○防災と福祉の連携促進事業【町民安全課】
	重要業績指標	<p>⇒避難行動要支援者の個別支援計画の作成 3 件（令和元年度）→30件（令和11年度） 【町民安全課】</p> <p>⇒避難行動要支援者のための防災訓練の実施数 年 0 回（令和元年度）→年 1 回（令和11年度） 【町民安全課】</p> <p>⇒要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率 38.4%（令和元年度）→100.0%（令和 11 年度） 【町民安全課】</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ	5 - 1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
5-1-① 町内事業所 BCP策定 の推進	推進方針	<p>●大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、町内企業のBCPの策定を促進する。</p> <p>【商工観光課】【町民安全課】</p>
	重要業績指標	<p>⇒町内企業のBCP策定事業者数 12社（令和 2 年度）→42社（令和11年度） 【商工観光課】</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない	
リスクシナリオ	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害
5-2-① 道路交通機能の強化	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る。 【建設課】〔再掲〕 ●被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち、落橋・倒壊のおそれがある橋梁及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等については、致命的な損傷を避けるため、国や県と連携して橋梁の長寿命化を推進する。 【建設課】〔再掲〕 ●地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を、国や県と連携して推進する。【建設課】〔再掲〕 ●橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。 【農林水産課】【建設課】〔再掲〕 <p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・安全社会資本整備総合交付金事業 【建設課】〔再掲〕 ○町道改良事業【建設課】〔再掲〕 ○法面工修繕『防災・安全社会資本整備総合交付金』 【建設課】〔再掲〕 ○道路橋定期点検『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】〔再掲〕 ○橋梁長寿命化対策工事『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】〔再掲〕 ○トンネル定期点検『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】〔再掲〕 ○浜坂駅港湾線整備事業（事業主体：兵庫県） 【建設課】〔再掲〕 <p>関連計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新温泉町公共施設等総合管理計画 ・新温泉町道路橋長寿命化修繕計画

5-2-② 工場・事業所 等における自 家発電設備 の導入や燃 料の備蓄量 の確保	推進 方針	●工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する。【町民安全課】
---	----------	--

5 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ	5-3 食料等の安定供給の停滞	
5-3-① 農林水産業 に係る生産基 盤等の強化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る。【農林水産課】 ●農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設、農道橋の耐震化や保全対策、水産物の流通拠点、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を推進する。【農林水産課】 ●農林水産業を支えるインフラの老朽化が進行し、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念されるため、効率的な補修・更新に取り組む。【農林水産課】
	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○対田地区用排水路整備工事（農業水路等長寿命化・防災減災事業）【農林水産課】 ○丹辺用排水路（田井地区）整備工事（農業水路等長寿命化・防災減災事業）【農林水産課】 ○農道橋長寿命化工事（農業水路等長寿命化・防災減災事業）【農林水産課】 ○県営農村災害対策整備事業【農林水産課】 ○林道施設維持管理事業【農林水産課】〔再掲〕 ○石橋・前地区圃場整備地すべり対策事業【農林水産課】 ○三尾・釜屋漁港機能保全事業【農林水産課】〔再掲〕 ○釜屋漁港北防波堤改良事業【農林水産課】
	関連 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新温泉町公共施設等総合管理計画 ・新温泉町道路橋長寿命化修繕計画
	重要 業績	⇒主要な農道橋を対象とした点検・診断実施数

	指標	2箇所（令和7年度）【農林水産課】 ⇒地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」林道等の整備【農林水産課】〔再掲〕 ⇒基幹林道等の橋梁を対象とした点検・診断実施数【農林水産課】〔再掲〕
5-3-② 道路交通機能の強化	推進方針	●緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る。【建設課】〔再掲〕
	関連事業	○防災・安全社会資本整備総合交付金事業【建設課】〔再掲〕 ○町道改良事業【建設課】〔再掲〕 ○法面工修繕『防災・安全社会資本整備総合交付金』 【建設課】〔再掲〕 ○トンネル定期点検『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】〔再掲〕 ○浜坂駅港湾線整備事業（事業主体：兵庫県）【建設課】〔再掲〕
	関連計画	・新温泉町公共施設等総合管理計画

5 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ	5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
5-4-① 水資源の有効利用等の推進	推進方針	●異常渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める。 【農林水産課】【上下水道課】
	関連事業	○前地区水源調査（水利施設等保全高度化事業）【農林水産課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ	6-1 電力の供給ネットワーク、石油・LP ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止	
6-1-①	推進方針	●電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育等による災害予防、復旧用資機材等の確保・整備を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた

ライフライン関係事業者の防災対策		<p>体制整備等を推進する。【町民安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ガス事業者におけるガスの供給状態を把握するための防災システムの強化を進めるとともに、要員の確保等による保安体制の整備等を推進する。【町民安全課】 ●災害時における通信サービスを確保するため、通信事業者による通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を推進する。【町民安全課】
6-1-② 訓練の実施	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による防災訓練を実施するとともに、ライフラインの早期復旧を図るため、実践的な総合防災訓練を実施する。【町民安全課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
リスクシナリオ	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-2-① 上水道施設の耐震化・耐水化等	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●上水道施設等の老朽化対策に併せて耐震化・耐水化を促進する。【上下水道課】 ●町営水道における断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する。【上下水道課】 ●将来の健全な事業経営に配慮して、水道施設の計画的な施設更新を進めるとともに、施設点検・診断結果に基づく適切な維持補修の実施により、ライフサイクルコストの最小化を図る。【上下水道課】
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○配水管整備事業【上下水道課】〔再掲〕 ○水道管路緊急改善事業『生活基盤施設耐震化等交付金』【上下水道課】〔再掲〕 ○遠方監視システム整備、増補改良『生活基盤施設耐震化等交付金』【上下水道課】〔再掲〕
	関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新温泉町公共施設等総合管理計画

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
<p>6-3-① 下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策</p>	<p>推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化・耐水化と老朽化対策を推進する。【上下水道課】 ●下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策に向けた人材育成、適切な組織体制を構築する。【上下水道課】
	<p>関連事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新温泉町ストックマネジメント計画策定『防災・安全社会資本整備交付金（下水道事業）』【上下水道課】〔再掲〕 ○下水道施設改築更新事業（ストックマネジメント計画）『防災・安全社会資本整備交付金（下水道事業）』【上下水道課】〔再掲〕 ○生活排水処理施設の再編（統廃合）計画の策定『社会資本総合整備交付金事業（下水道整備推進重点化事業）』【上下水道課】〔再掲〕 ○農業集落排水事業機能強化工事『農山漁村地域整備交付金事業（農業集落排水事業）』【上下水道課】〔再掲〕 ○農業集落排水事業最適整備構想策定『農山漁村地域整備交付金事業（農業集落排水事業）』【上下水道課】〔再掲〕 ○漁業集落排水施設機能保全計画策定（三尾地区・釜屋地区）『農山漁村地域整備交付金事業（漁業集落環境整備事業）』【上下水道課】〔再掲〕 ○漁業集落排水施設機能保全計画に基づいた保全工事『農山漁村地域整備交付金事業（漁業集落環境整備事業）』【上下水道課】〔再掲〕 ○コミュニティプラント機能保全計画策定【上下水道課】〔再掲〕 ○コミュニティプラント機能保全計画に基づいた保全工事『新・生活排水フォローアップ作戦（兵庫県補助制度令和2年2月創設）』【上下水道課】〔再掲〕
	<p>関連計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新温泉町公共施設等総合管理計画

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
リスクシナリオ	6-4 地域交通インフラの長期間にわたる機能不全
6-4-① 道路交通機能の強化	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震対策のため、国・県と連携して被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する。【建設課】〔再掲〕 ●被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち、落橋・倒壊のおそれがある橋梁については、致命的な損傷を避けるため、国・県と連携して橋梁の長寿命化を推進する。【建設課】●災害時にも道路交通機能を確保するため、国・県と連携して無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【建設課】〔再掲〕 ●緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つ重要な農道橋について、地震に備えて耐震化を図る。 【農林水産課】 ●林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域の生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、地域森林計画に基づき開設や拡張及び橋梁の長寿命化対策を図る。【農林水産課】〔再掲〕
	<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・安全社会資本整備総合交付金事業 【建設課】〔再掲〕 ○町道改良事業【建設課】〔再掲〕 ○林道施設維持管理事業【農林水産課】〔再掲〕 ○法面工修繕『防災・安全社会資本整備総合交付金』 【建設課】〔再掲〕 ○道路橋定期点検『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】〔再掲〕 ○橋梁長寿命化対策工事『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】〔再掲〕 ○農道橋長寿命化工事『農業水路等長寿命化・防災減災事業』 【農林水産課】〔再掲〕 ○トンネル定期点検『道路メンテナンス事業補助金』 【建設課】〔再掲〕 ○浜坂駅港湾線整備事業（事業主体：兵庫県） 【建設課】〔再掲〕

	関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新温泉町公共施設等総合管理計画 ・新温泉町道路橋長寿命化修繕計画
	重要業績指標	<p>⇒町道における道路法面の落石・崩壊対策実施済箇所数 1箇所（平成29年度）→19箇所（令和11年度）【建設課】</p> <p>⇒地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」林道等の整備【農林水産課】〔再掲〕</p> <p>⇒町道橋の点検数（5年に1回法定点検） 平成28年度と29年度で345橋 令和2年度：172橋、3年度：157橋、4年度：13橋実施 令和7年度：172橋、8年度：170橋実施予定【建設課】</p>
6-4-② 鉄道機能の強化	推進方針	<p>●豪雨等による災害発生時においても鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策など耐災害性の強化を鉄道事業者へ要請する。【企画課他】</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
リスクシナリオ	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	
6-5-① 老朽化対策の着実な推進	推進方針	<p>●町管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する。 【総務課】</p>
	関連事業	○公共施設個別施設計画策定事業【総務課】
	関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新温泉町公共施設等総合管理計画 ・新温泉町道路橋長寿命化修繕計画
6-5-② 人材・資機材の確保	推進方針	<p>●道路啓開、除雪、迅速な復旧・復興、平時のインフラメンテナンス等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、若年</p>

	<p>者や求職者に対する職業訓練による技能習得をはじめ、将来に向けて担い手の確保・育成に取り組む。【建設課】</p> <p>●防災インフラの速やかな復旧のため、建設業団体、近畿地方整備局（リエゾン、TEC-FORCE 等）などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を図る。</p> <p>【町民安全課】【建設課】</p> <p>※リエゾン：災害対策現地情報連絡員</p> <p>※ TEC-FORCE：緊急災害対策派遣隊</p> <p>●防災インフラ等の適切な保全、大規模災害時の早期復旧のため、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターや NPO 法人兵庫県砂防ボランティア協会等と連携するとともに、町職員OB等の豊富な知識・ノウハウを持つ人材の確保を図る。</p> <p>【町民安全課】【建設課】</p>
<p>関連事業</p>	<p>○ひょうご防災リーダー等育成支援事業【町民安全課】〔再掲〕</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
リスクシナリオ	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-1-① 消防の災害 対応力強化	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●美方広域消防本部との連携強化を図り、町の消防力強化を促進する。【町民安全課】 ●地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図る。【町民安全課】 ●企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員OB等の活用による機能別消防団員確保対策を支援する。【町民安全課】 ●地域防災力の充実強化を図るため、消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する。【町民安全課】
	<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○美方広域消防本部負担金【町民安全課】 ○消防格納庫整備事業【町民安全課】 ○防火水槽整備事業【町民安全課】 ○消防団小型動力ポンプ・消防車両更新事業【町民安全課】 ○防災用備品・備蓄品整備事業【町民安全課】 ○消防センター改修事業【町民安全課】 ○自主防災組織活動交付金【町民安全課】〔再掲〕
	<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒消防団員充足率〔再掲〕 ⇒自主防災組織の訓練実施率〔再掲〕 ⇒自主防災訓練参加者数〔再掲〕
7-1-② 市街地の改善	<p>推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な家屋密集地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組を官民連携して実施する。【建設課】 ●都市の防災機能の強化等を目的に、国・県と連携して市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する。【建設課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
リスクシナリオ	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞

7-2-① 住宅・建築物 の耐震化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する。 【建設課】〔再掲〕 ●緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する。 【建設課】
	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断・耐震改修促進事業【建設課】〔再掲〕 ○簡易耐震診断推進事業『防災・安全社会資本整備総合交付金』 【建設課】〔再掲〕 ○住宅耐震改修促進事業『防災・安全社会資本整備総合交付金』 【建設課】〔再掲〕

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		
リスクシナリオ	7-3 たため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
7-3-① たため池等の整備	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点たため池の、豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や、耐震調査の実施を通じて、改修が必要なたため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める。【農林水産課】
	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○農村地域防災減災事業【農林水産課】〔再掲〕 ○農業水路等長寿命化・防災減災事業【農林水産課】〔再掲〕 ○たため池廃止工事（農業水路等長寿命化・防災減災事業） 【農林水産課】〔再掲〕 ○タチャ池整備工事（農村地域防災減災事業）【農林水産課】 〔再掲〕 ○タチャ池整備工事（利活用）（農業水路等長寿命化・防災減災事業）【農林水産課】〔再掲〕 ○奥山池浚渫（機能保全）工事（農村地域防災減災事業） 【農林水産課】〔再掲〕
7-3-② 計画的な定期点検と適切	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●防災インフラの計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。【町民安全課他】

な日常管理の推進		
7-3-③ 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める。【町民安全課】〔再掲〕 ●住民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する。【町民安全課】〔再掲〕 ●決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう住民に広く情報提供する。 【農林水産課】
7-3-④ 山地防災・土砂災害対策	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。【建設課】【農林水産課】〔再掲〕 ●土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。【建設課】〔再掲〕
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地崩壊対策事業【建設課】〔再掲〕 ○土砂災害対策支援事業【建設課】〔再掲〕 ○がけ地近接等危険住宅移転事業『防災・安全社会資本整備総合交付金』【建設課】〔再掲〕

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		
リスクシナリオ	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	
7-4-① マニュアルの整備等	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●高圧ガス関係事業所が、可燃性・毒性ガスの漏洩被害想定を実施の上、施設が危険な状態となった際の措置及び訓練方法を危害予防規程に定めるとともに、それが円滑に実施できるよう教育訓練を実施することを促進する。【町民安全課】 ●有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する。 【町民安全課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		
リスクシナリオ	7-5 農地・森林等の被害による土地の荒廃	
7-5-① 農地・農業水利施設等の 保安全管理	推進方針	●地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保安全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する。 【農林水産課】
	関連事業	○対田地区用排水路整備工事（農業水路等長寿命化・防災減災事業）【農林水産課】〔再掲〕 ○丹辺用排水路（田井地区）整備工事（農業水路等長寿命化・防災減災事業）【農林水産課】〔再掲〕 ○多面的機能支払事業【農林水産課】〔再掲〕
7-5-② 災害に強い森づくりの推進	推進方針	●「災害に強い森づくり」では、多発する局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、災害緩衝林の整備箇所の拡充などの森林整備等に取り組む。 【農林水産課】
	関連事業	○森林管理100%作戦推進事業【農林水産課】〔再掲〕 ○緊急防災林整備事業（県民緑税活用）【農林水産課】〔再掲〕 ○森林経営管理事業【農林水産課】〔再掲〕
7-5-③ 適切な公園施設の整備・長寿命化対策	推進方針	●自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な自然公園の維持・管理に努める。また、都市公園では、長寿命化対策を進める一方、社会ニーズに合わない施設等のリノベーション計画を策定し、効果的な整備に取り組む。 【商工観光課】【農林水産課】【建設課】
	関連事業	○自然公園維持管理、施設管理事業【商工観光課】
	関連計画	・新温泉町公共施設等総合管理計画

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
8-1-① 災害廃棄物 処理	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置き場の確保を促進する必要がある。【町民安全課】 ●令和2年度策定の新温泉町災害廃棄物処理基本計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る。 【町民安全課】
	関連 事業	○災害廃棄物処理基本計画策定事業【町民安全課】
8-1-② 堆積土砂の 撤去	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等により宅地などの私有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、町による土砂等の一括撤去を促進する。 【町民安全課】【農林水産課】
	関連 事業	○持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)【農林水産課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ	8-2 より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態	
8-2-① 人材の育成、 確保	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●阪神・淡路大震災の経験と教訓、創造的復興の知見を生かし、減災・復興政策、地域防災に関する研究を推進するとともに、被災地の復興に貢献する人材の育成を図る。 【町民安全課】
	関連 事業	○ひょうご防災リーダー等育成支援事業 【町民安全課】〔再掲〕

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
8-3-① 地域の防災 人材の育成	推進 方針	●災害が起きたときの対応力を向上するために、町における防災・危機管理担当職員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得するようにする。【町民安全課】
	関連 事業	○ひょうご防災リーダー等育成支援事業【町民安全課】〔再掲〕
	重要 業績 指標	⇒家屋被害認定士取得職員数 21人（令和元年度）→50人（令和11年度）【町民安全課】
8-3-② こころのケア 体制の強化	推進 方針	●大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他自治体からのDPAT（こころのケアチーム）等の円滑な受入体制を整備する。【健康課】
8-3-③ 災害ボラン ティア活動支 援体制の整備	推進 方針	●災害時には災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを推進する。【福祉課】
8-3-④ 文化財の耐 災害性の向 上	推進 方針	●文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する。 【生涯教育課】 ●文化財の展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。【生涯教育課】
	関連 事業	○文化財収蔵庫の改修整備事業【生涯教育課】
	重要 業績 指標	⇒文化財災害対応訓練等の開催回数 年0回（令和元年度）→年1回（令和11年度）【生涯教育課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ	8-4 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
8-4-① 地籍調査の 実施	推進 方針	●災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査等の更なる推進を図る。【農林水産課】
	関連 事業	○地籍調査事業『防災安全交付金・地籍調査費負担金』 【農林水産課】
	重要 業績 指標	⇒地籍調査の進捗率 9%（令和元年度）→17%（令和11年度）【農林水産課】
8-4-② 人材の育成、 確保	推進 方針	●復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業において、担い手確保・育成を図るための取組を促進する。【町民安全課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ	8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響	
8-5-① 災害発生時 における国内 外への情報 発信	推進 方針	●災害発生時において、正確な情報を収集し、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションするなどして、提供に係る体制を強化する。【企画課】【町民安全課】
8-5-② 失業者に対 する早期再 就職支援	推進 方針	●失業者に対する早期再就職支援のため、適切な対応を行う体制を強化する。【商工観光課】

4-2. 施策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要がある。

新温泉町では、以下の推進施策を重点化するものとする。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	重点施策
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	1-1-① 建築物の耐震化
		1-1-② 交通施設、沿道建築物の耐震化
	1-2	1-2-② 危険空家の除却
		1-3
	1-3-② 避難意識の向上	
	1-3-③ 避難体制の確保・訓練の実施	
	1-4	1-4-① 総合的な治水対策
1-5	1-5-② 山地防災・土砂災害対策	
	1-5-③ ため池及び治山対策	
	1-5-④ 野生鳥獣対策	
1-6	1-6-① 町、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有	
	1-6-② 人材の確保	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	2-1-① 食料、飲料水の供給体制の確保
		2-1-② 電力施設、水道施設等の耐震化・耐水化
		2-1-③ 道路交通機能の強化
	2-2	2-2-① 孤立集落の発生を防ぐ設備整備
		2-2-③ 道路交通機能の強化
	2-2	2-2-④ 孤立集落の発生を防ぐ港湾・漁港機能の強化
		2-3
2-3-③ 防災関係機関との連携強化・訓練		
2-5	2-5-① 医療施設の耐震化	
	2-5-④ 道路交通機能の強化	
2-6	2-6-① 被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築	
	2-6-② 下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策	
2-7	2-7-① 避難所の生活の質の確保	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	重点施策
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	3-1-① 災害時即時対応体制の強化
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	4-1-① 情報通信手段の確保
	4-2	4-2-① 情報提供手段の確保
	4-3	4-3-④ 災害時要援護者の避難支援体制の構築
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	5-2-① 道路交通機能の強化
	5-3	5-3-① 農林水産業に係る生産基盤等の強化
		5-3-② 道路交通機能の強化
5-4	5-4-① 水資源の有効利用等の推進	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	6-2-① 上水道施設の耐震化・耐水化等
	6-3	6-3-① 下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策
	6-4	6-4-① 道路交通機能の強化
	6-5	6-5-① 老朽化対策の着実な推進
6-5-② 人材・資機材の確保		
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	7-1-① 消防の災害対応力強化
	7-2	7-2-① 住宅・建築物の耐震化
	7-3	7-3-① ため池等の整備
		7-3-④ 山地防災・土砂災害対策
7-5	7-5-① 農地・農業水利施設等の保全管理	
	7-5-② 災害に強い森づくりの推進	
	7-5-③ 適切な公園施設の整備・長寿命化対策	
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	8-1-① 災害廃棄物処理
		8-1-② 堆積土砂の撤去
	8-2	8-2-① 人材の育成、確保
	8-3	8-3-① 地域の防災人材の育成
8-3-④ 文化財の耐災害性の向上		
8-4	8-4-① 地籍調査の実施	
	8-4-② 人材の育成、確保	

5-1. 計画の推進体制

新温泉町の強靱化施策の推進に当っては、全庁横断的な体制のもとで取り組む必要がある。

さらに、国、県、関係機関、民間事業者、地域コミュニティ、住民等との協働・連携を進めることが重要であり、平時から様々な取組を通じた関係の構築を進めるとともに、全町一丸となって効果的な強靱化施策を実施する。

また、本計画による強靱化を着実に推進するため、関連の計画（下記）とも整合を図りつつ、各種の強靱化を推進する主な事業【別紙2】の計画的な実施を図る。

強靱化を推進する関連計画

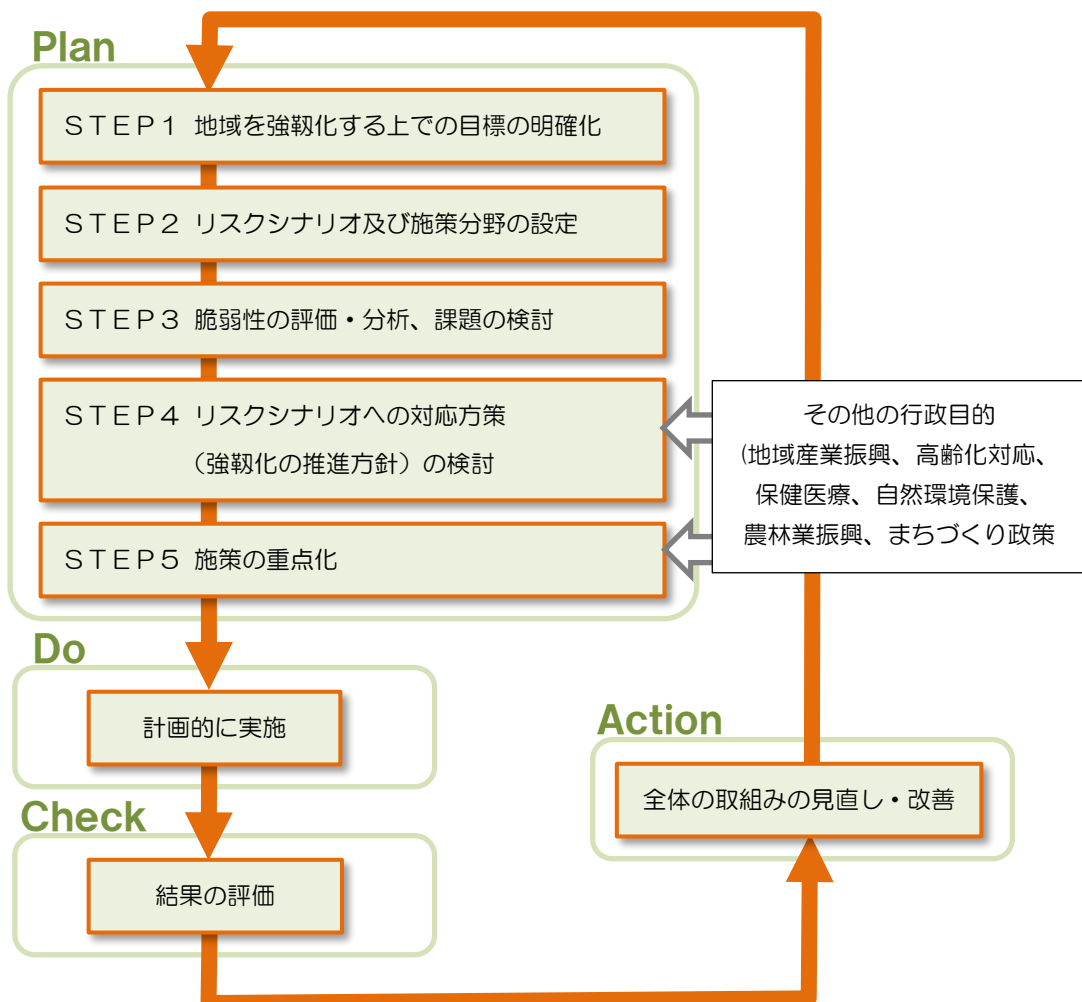
- 第2次新温泉町総合計画
（平成28年12月策定、計画期間：平成29年度～令和8年度）
- 新温泉町空家等対策計画
（平成29年3月策定、計画期間：平成29年度～令和8年度）
- 新温泉町地域防災計画
（令和7年2月修正）
- 新温泉町水防計画
（令和7年2月修正）
- 新温泉町公共施設等総合管理計画
（平成29年3月策定、計画期間：平成29年度～令和38年度）
- 新温泉町道路橋長寿命化修繕計画
（平成31年3月策定）
- 新温泉町人口ビジョン
（平成27年10月策定、計画期間：令和42年まで）
- 第2期新温泉町地方創生総合戦略
（令和4年4月改定、計画期間：令和4年度～令和8年度）
- 新温泉町鳥獣被害防止計画
（令和4年度改定、計画期間：令和5年度～7年度）

等

5-2. 計画の進捗管理

本計画を効率的かつ効果的に推進するため、重要業績指標【別紙3】の目標値をもとに達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）を図ることが重要である。そのため、PDCA サイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）により、施策の見直しを行っていく。

また、本計画のフォローアップについては、社会経済情勢の変化、施策の実施状況、国、県、関係機関の動向を踏まえ、さらに大規模自然災害の発生などによってそれまで認識されず早急な整理が必要な問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行うほか、関連事業や重要業績指標の見直しも適時行うものとする。



新温泉町国土強靱化地域計画の施策見直しサイクルイメージ図

脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ	
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
1-1-① 建築物の耐震化	<p>○令和元年度において、木造住宅耐震診断に関する補助申請は1件、木造住宅耐震改修工事に関する補助申請は0件であった。住宅の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。【建設課】</p> <p>○耐震化が未了の医療施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがある。【町民安全課他】</p> <p>○災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う町有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する必要がある。【生涯教育課他】</p> <p>○学校、認定こども園、町営住宅等のブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。【こども教育課他】</p>
1-1-② 交通施設、沿道建築物の耐震化	<p>○鉄道駅が倒壊すれば、人的被害が発生するおそれがある。 【企画課他】</p> <p>○交通施設や沿道建築物が倒壊すれば、道路交通が阻害され、避難や応急対応の妨げとなるおそれがある。【建設課】</p>

1 直接死を最大限防ぐ	
1-2 家屋密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	
1-2-① 家屋密集地の改善	<p>○防災上危険な家屋密集地があり、大規模火災が発生するおそれがある。【建設課】</p>

1 直接死を最大限防ぐ	
1-2 家屋密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	
1-2-② 危険空家の除却	○令和元年度において、生活環境に影響を及ぼしている空き家等の除却戸数は1戸（補助金活用分）であった。放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等により周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性がある。【建設課】

1 直接死を最大限防ぐ	
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
1-3-① 防潮堤等の整備	○県と連携して、日本海津波に対する耐震対策が必要な河川堤防の嵩上げや耐震補強、防波堤や防潮水門の耐震補強を実施する必要がある。【農林水産課】【建設課】
1-3-② 避難意識の向上	○大規模津波等に対する避難意識の向上等、住民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。【町民安全課】 ○大規模津波等に対する防災学習の促進や情報提供の推進により、住民一人ひとりの防災知識の習得と防災意識の普及・啓発を推進する必要がある。【町民安全課】 ○児童生徒の引き渡しについて、実際に引き渡しルールに基づく訓練を実施する必要がある。【こども教育課】 ○全ての学校で防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練を実施する必要がある。【こども教育課】 ○阪神・淡路大震災から長い年月が経過する中で、震災の記憶が風化することを防ぎつつ、その経験と教訓を生かし、南海トラフ地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する必要がある。【こども教育課】

1 直接死を最大限防ぐ	
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
1-3-③ 避難体制の確保・訓練の実施	<p>○津波、風水害などからの避難を確実にを行うため、適時適切に町が避難勧告等の避難情報について、対象区域を明確化して発令する必要がある。【町民安全課】</p> <p>○地域特性に応じた避難が円滑に行われるよう、津波の被害想定に基づいた住民避難訓練を実施する必要がある。【町民安全課】</p>
1-3-④ 津波ハザードマップの策定	<p>○大規模津波等に対する避難場所等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを作成して、地域住民等への周知に努める必要がある。【町民安全課】</p>

1 直接死を最大限防ぐ	
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
1-4-① 総合的な治水 対策	<p>○近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備、雨水貯留浸透施設の整備等により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。</p> <p>【農林水産課】【上下水道課】</p> <p>○中小河川を含めた町内河川において、抜本的な河川対策を進める必要がある。【県管理河川：兵庫県 町管理河川：建設課】</p> <p>○計画的に堆積土砂を撤去しない場合、河川の流下能力が最大限発揮できないおそれがある。【県管理河川：兵庫県 町管理河川：建設課】</p> <p>○風水害等に伴って発生する土石流等の土砂災害から、住民の生命・財産等を守るため、県に対して砂防事業、急傾斜事業等を促進するよう要望する必要がある。【建設課】</p>
1-4-② 高潮・越波対 策	<p>○沿岸部を高潮被害から守るために、県と連携し排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する必要がある。【農林水産課】</p> <p>○想定最大規模の高潮等による大規模浸水を想定して、県、気象庁、警察、交通事業者など関係機関と連携し、広域避難も含めた避難対策について検討する必要がある。【町民安全課】</p> <p>○越波による浸水被害や海岸浸食から沿岸部を守るため、県と連携し離岸堤等の整備を推進する必要がある。【農林水産課】</p>
1-4-③ 減災のためのソ フト対策	<p>○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ（岸田川水系等の洪水浸水想定区域図等）の周知の徹底、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【町民安全課】</p> <p>○災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【町民安全課】</p>

1 直接死を最大限防ぐ	
1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	
1-5-① 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化	○土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域等の指定を推進するとともに、想定を超える規模の土砂災害（深層崩壊）が起こり得ることから、住民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。 【町民安全課】【建設課】
1-5-② 山地防災・土砂災害対策	○多くの土砂災害危険箇所数を有する本町では、土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから、県と連携して砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。【農林水産課】【建設課】 ○土砂災害の発生が懸念される土砂災害特別警戒区域内での人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。【建設課】
1-5-③ ため池及び治山対策	○令和元年度において、ため池改修事業着手箇所数（暫定改修を除く）は1箇所であった。今後も山村の地域活動の停滞、管理不全による森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の頻発化など山間部の災害リスクの高まりに対応するため、大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める必要がある。【農林水産課】
1-5-④ 野生鳥獣対策	○森林の下層植生の消失、土壌流出を防止するため、野生動物の「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する必要がある。【農林水産課】

1 直接死を最大限防ぐ	
1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
1-6-① 町、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有	○情報伝達手段の多様化、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、町、消防、警察等関係機関や住民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。 【企画課】【町民安全課】

1 直接死を最大限防ぐ	
1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
1-6-② 人材の確保	<p>○冬期交通の安全確保に重要な役割を担う除雪業務について、受託業者の人材や採算性の確保のため、降雪に備えて、出勤の有無に関わらず継続的な待機を可能とする財政支援を行っており、今後も国・県と連携して引き続き除雪業務の安定的な維持に取り組む必要がある。</p> <p>【建設課】</p>
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
2-1-① 食料、飲料水の供給体制の確保	<p>○災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。【町民安全課】</p> <p>○応急用食料について、発災後、被災地域からの要請に対応するため、平時から協定業者等の在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を図る必要がある。【町民安全課】</p> <p>○大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進める必要がある。【町民安全課】</p>
2-1-② 電力施設、水道施設等の耐震化・耐水化	<p>○電力事業者による電力施設の耐震性・耐浪性を確保する必要がある。【町民安全課】</p> <p>○水道施設の老朽化対策と併せ耐震化・耐水化を推進する必要がある。【上下水道課】</p>

1 直接死を最大限防ぐ	
1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
2-1-③ 道路交通機能の強化	<p>○緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。</p> <p>【建設課】</p> <p>○被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち、落橋・倒壊のおそれがある橋梁及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等については、致命的な損傷を避けるため、国や県と連携して橋梁の長寿命化を推進する必要がある。【建設課】</p> <p>○地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を、国や県と連携して推進する必要がある。【建設課】</p> <p>○橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【農林水産課】【建設課】</p>
2-1-④ 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保	<p>○ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における自家用発電機や調理器具等に活用できる LP ガスを業界団体等と連携し確保する必要がある。【総務課】【町民安全課】</p> <p>○避難所における飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄や、市町の相互応援協定等による応急給水体制を整備する必要がある。【上下水道課】</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
2-2-① 孤立集落の発生を防ぐ設備整備	○中山間地域、沿岸地域などの地区及び集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区及び集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を複数確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備することが必要である。 【町民安全課】
2-2-② 小規模集落における避難所機能の強化	○多自然地域の小規模集落では、電力供給遮断等の非常時に、住民が避難する避難場所等において必要最低限の電力を確保できるようにする必要がある。【町民安全課】
2-2-③ 道路交通機能の強化	○林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域の生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、地域森林計画に基づき開設や拡張及び橋梁の長寿命化対策を図る必要がある。 【農林水産課】
2-2-④ 孤立集落の発生を防ぐ港湾・漁港機能の強化	○漁村の孤立防止のため、津波対策及び漁港施設の機能強化対策を着実に進める必要がある。【農林水産課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
2-3-① 消防の災害対応力強化	○県による消防に関する事項の指導、助言等により、町の消防力強化を促進する必要がある。【町民安全課】
2-3-② 地域の防災組織の災害対応力強化	○大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けけるのは困難であるため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。【町民安全課】 ○大災害発生時に、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合に最初に災害に対応するのは、地域のコミュニティであることから、住民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【町民安全課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
2-3-③ 防災関係機関との連携強化・訓練	○救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実践的な訓練を実施する必要がある。【町民安全課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-4 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱	
2-4-① 帰宅困難者等対策の推進	○帰宅困難者に対しては、帰宅支援など様々な対策が必要であり、町が取組を進めているが、帰宅支援については、県や市町の区域を越えて移動する通勤通学、観光（外国人を含む）等広域的に調整する必要がある。【町民安全課】 ○帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設の確保に取り組む必要がある。【町民安全課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
2-5-① 医療施設の耐震化	○耐震化が未了の医療施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがある。【町民安全課他】〔再掲〕
2-5-② 救急・医療体制の充実	○広域かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがある。【健康課】【公立浜坂病院】
2-5-③ 病院等医療機関における非常用電源等の確保	○災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する必要がある。 【健康課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
2-5-④ 道路交通機能の強化	<p>○緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。 【建設課】〔再掲〕</p> <p>○被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち、落橋・倒壊のおそれがある橋梁及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等については、致命的な損傷を避けるため、国や県と連携して橋梁の長寿命化を推進する必要がある。【建設課】〔再掲〕</p> <p>○地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を、国や県と連携して推進する必要がある。【建設課】〔再掲〕</p> <p>○橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【農林水産課】【建設課】〔再掲〕</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
2-6-① 被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築	<p>○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、家屋浸水等による感染症対策の実施体制を構築しておく必要がある。【健康課】</p> <p>○新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、消毒薬等の備蓄を促進する必要がある。【町民安全課】【健康課】</p>
2-6-② 下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策	<p>○生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策を推進する必要がある。【上下水道課】</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
2-7-① 避難所の生活の質の確保	<p>○県と連携し、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。 【町民安全課他】</p> <p>○避難所となる小学校等への井戸の整備やプールの活用により、トイレや清掃等に必要の生活用水を確保することで、避難所の衛生環境の維持を図る必要がある。【こども教育課他】</p>
2-7-② 大規模避難施設の耐震化	<p>○大規模自然災害が発生した場合に、避難所として活用が可能なホテル・旅館等について、耐震診断や耐震改修等への助成等の対策を推進する必要がある。【建設課】</p>

3 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
3-1-① 災害時即時対応体制の強化	<p>○災害時の緊急事態の発生に備えて、24 時間監視・即応体制を維持する。そのため、宿日直体制を継続するとともに、訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める必要がある。 【総務課】【町民安全課】</p> <p>○職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、課ごとの職員行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る必要がある。【総務課】【町民安全課】</p> <p>○防災担当職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。 【総務課】【町民安全課】</p> <p>○発災時には町だけで対応できることに限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。【町民安全課】</p> <p>○他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制の整備が必要である。【町民安全課】</p>

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
4-1-① 情報通信手段の確保	<p>○民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。 【町民安全課】</p> <p>○長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる必要がある。【総務課】【町民安全課】【企画課】</p>
4-1-② 電力供給の維持に係るインフラ整備	<p>○電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、国・県と連携して道路の無電柱化、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【建設課】</p>

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
4-2-① 情報提供手段の確保	<p>○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズの活用を検討する必要がある。【企画課】【町民安全課】</p> <p>○防災行政無線やCATV、ホームページ、公式LINEや携帯電話のメール機能を利用した「しんおんせん防災ネット」などのあらゆる手段を用いて情報提供の多重化を図る必要がある。【企画課】【町民安全課】</p>

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
4-3-① 町、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有	<p>○県、町、県警、自衛隊、海上保安本部等の防災関係機関を結ぶ防災専用ネットワーク網について、停電やケーブル切断による情報サービスの機能停止に備え、非常用発電機や衛星通信設備等を配備し、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る必要がある。 【町民安全課】【企画課】</p>

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
4-3-② 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有	○土砂災害警戒区域ごとに危険度を予測する「箇所別土砂災害危険度予測システム」を活用し、迅速な情報伝達と共有を図る必要がある。 【町民安全課】
4-3-③ 情報収集・提供に係る人材育成	○フェニックス防災システム等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、町の人材育成を推進する必要がある。【町民安全課】
4-3-④ 災害時要援護者の避難支援体制の構築	○町が避難行動要支援者名簿の整備を進めるのと併せて、名簿の掲載者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の行動を想定した具体的な個別支援計画を地域において作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。 【町民安全課】【福祉課】 ○災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【町民安全課】 ○一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等の支援が必要である。【企画課】【商工観光課】 ○平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられることとなったため、当該施設管理者は、避難確保計画の作成等を進め、施設の避難体制の強化を図る必要がある。【町民安全課】【福祉課】【こども教育課】

5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
5-1-① 町内事業所 B C P 策定の推進	○大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、町内企業の B C P の策定を促進する必要がある。 【商工観光課】【町民安全課】

5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害	
5-2-① 道路交通機能 の強化	<p>○緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。 【建設課】〔再掲〕</p> <p>○被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち、落橋・倒壊のおそれがある橋梁及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等については、致命的な損傷を避けるため、国や県と連携して橋梁の長寿命化を推進する必要がある。【建設課】〔再掲〕</p> <p>○地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所道路法面の落石・崩壊対策等を、国や県と連携して推進する必要がある。【建設課】〔再掲〕</p> <p>○橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。 【農林水産課】【建設課】〔再掲〕</p>
5-2-② 工場・事業所 等における自家 発電設備の導 入や燃料の備 蓄量の確保	<p>○工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。【町民安全課】</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-3 食料等の安定供給の停滞	
5-3-① 農林水産業に係る生産基盤等の強化	<p>○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る必要がある。 【農林水産課】</p> <p>○農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設、農道橋の耐震化や保全対策、水産物の流通拠点、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。【農林水産課】</p> <p>○農林水産業を支えるインフラの老朽化が進行し、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。 【農林水産課】</p>
5-3-② 道路交通機能の強化	<p>○緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。 【建設課】〔再掲〕</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
5-4-① 水資源の有効利用等の推進	<p>○異常渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める必要がある。【農林水産課】【上下水道課】</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-1 電力の供給ネットワーク、石油・LP ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止	
6-1-① ライフライン関係 事業者の 防災対策	<p>○電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育等による災害予防、復旧用資機材等の確保・整備を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する必要がある。【町民安全課】</p> <p>○ガス事業者におけるガスの供給状態を把握するための防災システムの強化を進めるとともに、要員の確保等による保安体制の整備等を推進する必要がある。【町民安全課】</p> <p>○災害時における通信サービスを確保するため、通信事業者による通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を推進する必要がある。 【町民安全課】</p>
6-1-② 訓練の実施	<p>○エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による防災訓練を実施するとともに、ライフラインの早期復旧を図るため、実践的な訓練を実施する必要がある。【町民安全課】</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
6-2-① 上水道施設の耐震化・耐水化等	<p>○上水道施設等の老朽化対策に併せて、耐震化・耐水化を促進する必要がある。【上下水道課】</p> <p>○町営水道における断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する必要がある。【上下水道課】</p> <p>○将来の健全な事業経営に配慮して、水道施設の計画的な施設更新を進めるとともに、施設点検・診断結果に基づく適切な維持補修の実施により、ライフサイクルコストの最小化を図る必要がある。【上下水道課】</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
6-3-① 下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策	<p>○日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化・耐水化と老朽化対策を推進する必要がある。【上下水道課】</p> <p>○下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策に向けた人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。【上下水道課】</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 地域交通インフラの長期間にわたる機能不全

<p>6-4-① 道路交通機能の強化</p>	<p>○地震対策のため、国・県と連携して被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。 【建設課】〔再掲〕</p> <p>○被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち、落橋・倒壊のおそれがある橋梁については、致命的な損傷を避けるため、国・県と連携して橋梁の長寿命化を推進する必要がある。【建設課】</p> <p>○災害時にも道路交通機能を確保するため、国・県と連携して無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。 【建設課】〔再掲〕</p> <p>○緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つ重要な農道橋について、地震に備えて耐震化を図る必要がある。 【農林水産課】</p> <p>○林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域の生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、地域森林計画に基づき開設や拡張及び橋梁の長寿命化対策を図る必要がある。 【農林水産課】〔再掲〕</p>
<p>6-4-② 鉄道機能の強化</p>	<p>○豪雨等による災害発生時においても鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策など耐災害性を強化する必要がある。 【企画課他】</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

<p>6-5-① 老朽化対策の着実な推進</p>	<p>○町管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっている。 【総務課】</p>
------------------------------	--

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	
6-5-② 人材・資機材 の確保	<p>○道路啓開、除雪、迅速な復旧・復興、平時のインフラメンテナンス等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念される。【建設課】</p> <p>○防災インフラの速やかな復旧のため、建設業団体などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を図る必要がある。</p> <p>【町民安全課】【建設課】</p> <p>○防災インフラ等の適切な保全、大規模災害時の早期復旧のため、関係団体と連携するなど豊かな知識、ノウハウを持つ人材の確保を図る必要がある。【町民安全課】【建設課】</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
7-1-① 消防の災害 対応力強化	<p>○美方広域消防本部との連携強化を図り、町の消防力強化を促進する必要がある。【町民安全課】</p> <p>○地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図る必要がある。</p> <p>【町民安全課】</p> <p>○企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員OB等の活用による機能別消防団員確保対策を支援する必要がある。【町民安全課】</p> <p>○地域防災力の充実強化を図るため、消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する必要がある。【町民安全課】</p>
7-1-② 市街地の改善	<p>○大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な家屋密集地を改善する必要がある。【建設課】</p> <p>○都市の防災機能の強化等を目的に、国・県と連携して市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。【建設課】</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞	
7-2-① 住宅・建築物 の耐震化	<p>○住宅の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。</p> <p>【建設課】〔再掲〕</p> <p>○緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。【建設課】</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
7-3-① ため池等の整備	<p>○決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の、豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や、耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める必要がある。【農林水産課】</p>
7-3-② 計画的な定期 点検と適切な 日常管理の 推進	<p>○防災インフラの計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。【町民安全課他】</p>
7-3-③ 台風・集中豪 雨等に対する 防災情報の 収集や発信の 強化	<p>○災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【町民安全課】〔再掲〕</p> <p>○住民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。【町民安全課】〔再掲〕</p> <p>○令和元年度において、ため池ハザードマップ作成は1箇所であった。決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう住民に広く情報提供する必要がある。</p> <p>【農林水産課】</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
7-3-④ 山地防災・ 土砂災害対策	<p>○多くの土砂災害危険箇所を有する本町では、土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから、砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。</p> <p>【農林水産課】【建設課】〔再掲〕</p> <p>○土砂災害の発生が懸念される土砂災害特別警戒区域内での人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。【建設課】〔再掲〕</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	
7-4-① マニュアルの 整備等	<p>○高圧ガス関係事業所は、可燃性・毒性ガスの漏洩被害想定を実施の上、施設が危険な状態となった際の措置及び訓練方法を危害予防規程に定めるとともに、それが円滑に実施できるよう教育訓練を実施する必要がある。【町民安全課】</p> <p>○有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する必要がある。【町民安全課】</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-5 農地・森林等の被害による土地の荒廃	
7-5-① 農地・農業水 利施設等の 保全管理	<p>○地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全管理が困難になってきていることから、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。</p> <p>【農林水産課】</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-5 農地・森林等の被害による土地の荒廃	
7-5-② 災害に強い 森づくりの推進	<p>○「災害に強い森づくり」に取り組む上では、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、多発する局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応する必要がある。</p> <p>【農林水産課】</p>
7-5-③ 適切な公園施設の整備・長寿命化対策	<p>○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な自然公園の維持・管理に努める必要がある。また、都市公園では、長寿命化対策を進める一方、社会ニーズに合わない施設等のリノベーション計画を策定し、効果的な整備に取り組む必要がある。</p> <p>【商工観光課】【農林水産課】【建設課】</p>

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
8-1-① 災害廃棄物 処理	<p>○災害廃棄物処理の相互応援に関する協定は、県下の全市町と締結済みである。町内では、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置き場の確保を促進する必要がある。【町民安全課】</p> <p>○令和2年度策定の新温泉町災害廃棄物処理基本計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る必要がある。</p> <p>【町民安全課】</p>
8-1-② 堆積土砂の 撤去	<p>○災害等により宅地などの私有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、町による土砂等の一括撤去を促進する必要がある。</p> <p>【町民安全課】【農林水産課】</p>

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-2 より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態	
8-2-① 人材の育成、 確保	<p>○阪神・淡路大震災の経験と教訓、創造的復興の知見を生かし、減災・復興政策、地域防災に関する研究を推進するとともに、被災地の復興に貢献する人材の育成を図る必要がある。【町民安全課】</p>

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
8-3-① 地域の防災 人材の育成	○災害が起きたときの対応力を向上するために、町における防災・危機管理担当職員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得する必要がある。【町民安全課】
8-3-② こころのケア 体制の強化	○大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他自治体からの DPAT（こころのケアチーム）等の円滑な受入体制を整備する必要がある。【健康課】
8-3-③ 災害ボランティア 活動支援体制 の整備	○近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを推進する必要がある。【福祉課】
8-3-④ 文化財の 耐災害性の 向上	○令和元年度においては文化財災害対応訓練を1回開催しているが、今後も文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する必要がある。【生涯教育課】 ○文化財の展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する必要がある。【生涯教育課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-4 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
8-4-① 地籍調査の 実施	○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、予算や人員の制約等から、地籍調査の進捗率は9%（令和元年度）にとどまり、十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。 【農林水産課】
8-4-② 人材の育成、 確保	○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。【町民安全課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響	
8-5-① 災害発生時 における国内外 への情報発信	○災害発生時において、正確な情報を収集し、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションして提供に係る体制を強化する必要がある。 【企画課】【町民安全課】
8-5-② 失業者に対する 早期再就職 支援	○失業者に対する早期再就職支援のため、適切な対応を行う体制を強化する必要がある。【商工観光課】

強靱化を推進する主な事業

No.	事業項目	想定している 補助金・交付金名	所管課
1	夢ホール耐震化等改修事業 (R3.3完了)	緊急防災・減災事業債	温泉公民館
2	耐震診断・耐震改修促進事業		建設課
3	簡易耐震診断推進事業	防災・安全社会資本整備総合交付金	建設課
4	住宅耐震改修促進事業	防災・安全社会資本整備総合交付金	建設課
5	がけ地近接等危険住宅移転事業	防災・安全社会資本整備総合交付金	建設課
6	浜坂認定こども園改築事業	学校施設環境改善交付金	こども教育課
7	大庭認定こども園改築事業	学校施設環境改善交付金	こども教育課
8	消防団による木造住宅密集地大規模火災訓練		町民安全課
9	空家等対策事業	防災・安全社会資本整備総合交付金	建設課
10	小三尾東防波堤 機能保全対策 (水産基盤整備事業)		農林水産課
11	防災に関する出前講座		町民安全課
12	兵庫県津波一斉避難訓練		町民安全課
13	ため池治水活用拡大促進事業		農林水産課
14	ため池等における地域の総合治水推進事業		農林水産課
15	ため池改修整備事業 (R3.3完了)		農林水産課
16	砂防事業 (事業主体：兵庫県)		建設課
17	急傾斜地崩壊対策事業 (事業主体：兵庫県)		建設課
18	急傾斜地崩壊対策事業		建設課
19	土砂災害対策支援事業		建設課
20	多面的機能支払事業		農林水産課
21	農村地域防災減災事業		農林水産課
22	農業水路等長寿命化・防災減災事業		農林水産課
23	ため池廃止工事 (農業水路等長寿命化・防災減災事業)		農林水産課
24	夕チヤ池整備工事 (農村地域防災減災事業)		農林水産課

No.	事業項目	想定している 補助金・交付金名	所管課
25	夕チヤ池整備工事（利活用）（農業水路等長寿命化・防災減災事業）		農林水産課
26	奥山池浚渫（機能保全）工事（農村地域防災減災事業）		農林水産課
27	森林管理 100%作戦推進事業		農林水産課
28	緊急防災林整備事業（県民緑税活用）		農林水産課
29	森林経営管理事業		農林水産課
30	対田地区用排水路整備工事（農業水路等長寿命化・防災減災事業）		農林水産課
31	丹辺用排水路（田井地区）整備工事（農業水路等長寿命化・防災減災事業）		農林水産課
32	有害鳥獣防除事業		農林水産課
33	新温泉町野生動物被害対策推進協議会による事業		農林水産課
34	防災行政無線デジタル化等整備事業（R3.3完了）		町民安全課
35	防災行政無線維持管理事業		町民安全課
36	除雪ボランティアの受入		福祉課
37	町道等の除排雪事業		建設課
38	防災用備品・備蓄品整備事業		町民安全課
39	備蓄倉庫整備事業		町民安全課
40	配水管整備事業		上下水道課
41	水道管路緊急改善事業	生活基盤施設耐震化等交付金	上下水道課
42	遠方監視システム整備、増補改良	生活基盤施設耐震化等交付金	上下水道課
43	防災・安全社会資本整備総合交付金事業		建設課
44	町道改良事業		建設課
45	法面工修繕	防災・安全社会資本整備総合交付金	建設課
46	道路橋定期点検	道路メンテナンス事業補助金	建設課
47	橋梁長寿命化対策工事	道路メンテナンス事業補助金	建設課

No.	事業項目	想定している 補助金・交付金名	所管課
48	トンネル定期点検	道路メンテナンス事業補助金	建設課
49	(都) 浜坂駅港湾線整備事業		建設課
50	衛星携帯電話整備事業		町民安全課
51	林道施設維持管理事業		農林水産課
52	三尾・釜屋漁港機能保全事業		農林水産課
53	自主防災組織活動交付金		町民安全課
54	ひょうご防災リーダー等育成支援事業		町民安全課
55	マイ避難カード作成支援事業		町民安全課
56	地域運営組織での取組		企画課
57	消防団による水防・延焼訓練		町民安全課
58	予防接種事業		健康課
59	新温泉町ストックマネジメント計画策定	防災・安全社会資本整備交付金(下水道事業)	上下水道課
60	下水道施設改築更新事業(ストックマネジメント計画)	防災・安全社会資本整備交付金(下水道事業)	上下水道課
61	生活排水処理施設の再編(統廃合)計画の策定	社会資本総合整備交付金事業(下水道整備推進重点化事業)	上下水道課
62	農業集落排水事業機能強化工事	農山漁村地域整備交付金事業(農業集落排水事業)	上下水道課
63	農業集落排水事業最適整備構想策定	農山漁村地域整備交付金事業(農業集落排水事業)	上下水道課
64	漁業集落排水施設機能保全計画策定(三尾地区・釜屋地区)	農山漁村地域整備交付金事業(漁業集落環境整備事業)	上下水道課
65	漁業集落排水施設機能保全計画に基づいた保全工事	農山漁村地域整備交付金事業(漁業集落環境整備事業)	上下水道課
66	コミュニティプラント機能保全計画策定		上下水道課
67	コミュニティプラント機能保全計画に基づいた保全工事	新・生活排水フォローアップ作戦(兵庫県補助制度 R2.2 創設)	上下水道課
68	小中学校特別教室エアコン整備事業	学校施設環境改善交付金	こども教育課

No.	事業項目	想定している 補助金・交付金名	所管課
69	小中学校体育館エアコン整備事業	学校施設環境改善交付金	こども教育課
70	業務継続計画及び受援計画策定事業		町民安全課
71	ひょうご防災ネットの運営		町民安全課
72	防災情報伝達システム導入事業		町民安全課
73	防災と福祉の連携促進事業		町民安全課
74	農道橋長寿命化工事（農業水路等長寿命化・防災減災事業）		農林水産課
75	県営農村災害対策整備事業		農林水産課
76	石橋・前地区ほ場整備地すべり対策事業		農林水産課
77	前地区水源調査（水利施設等保全高度化事業）		農林水産課
78	公共施設個別施設計画策定事業		総務課
79	美方広域消防本部負担金		町民安全課
80	消防格納庫整備事業		町民安全課
81	防火水槽整備事業		町民安全課
82	消防団小型動力ポンプ・消防車両更新事業		町民安全課
83	防災用備品・備蓄品整備事業		町民安全課
84	消防センター改修事業		町民安全課
85	浜坂北小学校プール改築事業（R3.3完了）	学校施設環境改善交付金	こども教育課
86	自然公園維持管理、施設管理事業		商工観光課
87	災害廃棄物処理基本計画策定事業		町民安全課
88	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）		農林水産課
89	文化財収蔵庫の建設整備事業（R5.3完了）		生涯教育課
90	文化財収蔵庫等の改修事業		生涯教育課
91	地籍調査事業	防災安全交付金・地籍調査費負担金	農林水産課

重要業績指標

No.	指標名	基準値	目標値	所管課
1	町立認定こども園施設の耐震化率	33% (令和2年度)	100% (令和11年度)	こども教育課
2	児童生徒の引き渡し訓練の実施数	6校 (令和2年度)	11校園 (令和11年度)	こども教育課
3	防災に関する出前講座の実施数	年4回 (令和元年度)	年6回 (令和11年度)	町民安全課
4	ため池改修と併せた事前放流施設の整備箇所数	-	1箇所 (令和2年度完了)	農林水産課
5	防災に関する情報発信(広報掲載)回数	年1回 (令和元年度)	年2回 (令和11年度)	町民安全課
6	個体数管理	-	令和6年度実施 (有害獣等捕獲) 猪:300頭 鹿:3300頭 小動物:必要最小限 特定外来種:目撃したものは可能な限り 令和7年度以降被害状況により捕獲頭数を検討	農林水産課
7	民間企業や各種団体等との応援協定の締結数	30協定 (令和元年度)	43協定 (令和11年度)	町民安全課
8	道路法面の落石・崩壊対策実施済箇所数	1箇所 (平成29年度)	19箇所 (令和11年度)	建設課
9	避難所における自家用発電機の設置数	0箇所 (令和元年度)	23箇所 (令和6年度完了)	町民安全課
10	避難場所等に自家用発電機のある集落数	0集落 (令和元年度)	6集落 (令和6年度完了)	町民安全課
11	地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」林道等の整備	開設0路線 拡張0路線 (令和2年度)	開設3路線 拡張8路線 (令和11年度)	農林水産課
12	基幹林道等の橋梁を対象とした点検・診断実施数(橋梁の長寿命化対策)	点検診断0橋 補修修繕0橋 (令和2年度)	点検診断22橋 補修修繕8橋 (令和11年度)	農林水産課

No.	指標名	基準値	目標値	所管課
13	小三尾漁港東防波堤の補強	—	(令和4年度完了)	農林水産課
14	消防団員充足率	94.4% (令和元年度)	100.0% (令和11年度)	町民安全課
15	自主防災組織の訓練実施率	51.2% (令和元年度)	100.0% (令和11年度)	町民安全課
16	自主防災訓練参加者数	1,976人 (令和元年度)	3,800人 (令和11年度)	町民安全課
17	ひょうご防災リーダー等育成助成金申請者数	3人 (令和元年度)	25人 (令和11年度)	町民安全課
18	職員を対象とした訓練・研修の実施回数	年0回 (令和元年度)	年1回 (令和11年度)	町民安全課
19	「しんおんせん防災ネット」の登録者数	1,738人 (令和元年度)	2,000人 (令和11年度)	町民安全課
20	箇所別土砂災害危険度予測システムの利用訓練数	年0回 (令和元年度)	年1回 (令和11年度)	町民安全課
21	避難行動要支援者の個別支援計画の作成	3件 (令和元年度)	25件 (令和11年度)	町民安全課
22	避難行動要支援者のための防災訓練の実施数	年0回 (令和元年度)	年1回 (令和11年度)	町民安全課
23	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率	38.4% (令和元年度)	100.0% (令和11年度)	町民安全課
24	町内企業のBCP策定事業者数	12社 (令和2年度)	42社 (令和11年度)	商工観光課
25	主要な農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断実施数	—	2箇所 (令和7年度)	農林水産課
26	町道における道路法面の落石・崩壊対策実施済箇所数	1箇所 (平成29年度)	19箇所 (令和11年度)	建設課
27	町道橋の点検数(5年に1回法定点検)	345橋実施 (平成28年・29年度)	172橋実施 (令和7年度) 170橋実施 (令和8年度)	建設課
28	家屋被害認定士取得職員数	21人 (令和元年度)	50人 (令和11年度)	町民安全課
29	文化財災害対応訓練等の開催回数	年0回 (令和元年度)	年1回 (令和11年度)	生涯教育課
30	地籍調査の進捗率	9% (令和元年度)	17% (令和11年度)	農林水産課

